

三宅町下水道事業経営戦略

令和8年度～令和17年度までの10年間

令和3年3月 策定

令和8年3月 改定

目次

1.経営戦略について.....	1
(1) 経営戦略策定の趣旨と改定理由について.....	1
(2) 経営戦略の計画期間.....	1
2.事業概要.....	2
(3) 事業の現況.....	2
(4) 民間活力の活用等.....	6
(5) 経営比較分析.....	7
3. 将来の事業環境.....	19
(1) 町人口の予測.....	19
(2) 処理区域内人口の予測.....	20
(3) 有収水量の予測.....	21
(4) 使用料収入の見通し.....	22
(5) 施設の現状と見通し.....	23
(6) 組織の見通し.....	26
4.経営の基本方針.....	27
5.投資・財政計画(収支計画).....	28
(1) 投資・財政計画(収支計画).....	28
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明.....	31
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	35
6.経営改善に向けた取組.....	37
7.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	40

1. 経営戦略について

(1) 経営戦略策定の趣旨と改定理由について

三宅町(以下、本町という。)では、公共下水道事業(以下、略称は公共という。)および特定環境保全公共下水道事業(以下、略称は特環という。)として下水道事業を運営しています。昭和52年の整備開始以来、徐々に処理区域を広げており、令和6年度末の本町の下水道処理人口普及率は97.2%と、全国平均(81.8%)、県内平均(83.8%)と比べても高い水準となっています。

他方で、全国的な傾向と同じく、本町においても今後人口減少が続くことが予測されており、これに伴って下水道使用料が減少していくことが予想されますが、供用開始からまもなく50年を迎え、下水道施設は更新や修繕にかかる費用の増加が見込まれます。

このような状況にあって、本町では、将来にわたり安定的に下水道サービスの提供を継続していくことが可能となるよう、中長期的な経営の基本計画である「三宅町下水道事業経営戦略」を令和2年度に策定しました。

策定から5年が経過し、近年の物価高騰などの社会情勢の変化により、下水道事業を取り巻く経営環境はいつそう厳しいものとなっています。また、令和4年度に地方公営企業法を適用し、企業会計を導入したことにより、損益情報やストック情報が把握できるようになり、よりの確な収支計画の策定が可能となりました。さらに、令和元年度に策定したストックマネジメント基本計画に基づき、令和2年度から令和5年度にかけて管路調査を実施し、調査結果に基づく緊急度に応じた修繕・更新計画を策定しました。

今般、これらの状況変化を反映するとともに、より実効性のある経営戦略とするために、「三宅町下水道事業経営戦略」の改定を行います。

(2) 経営戦略の計画期間

本計画においては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、令和8年度から令和17年度までの10年を計画期間とします。また今後、社会情勢の変化への対応や進捗状況の検証を図るため、随時フォローアップを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 事業概要

(3) 事業の現況

①施設

本町の下水道施設の概要を以下に示します。

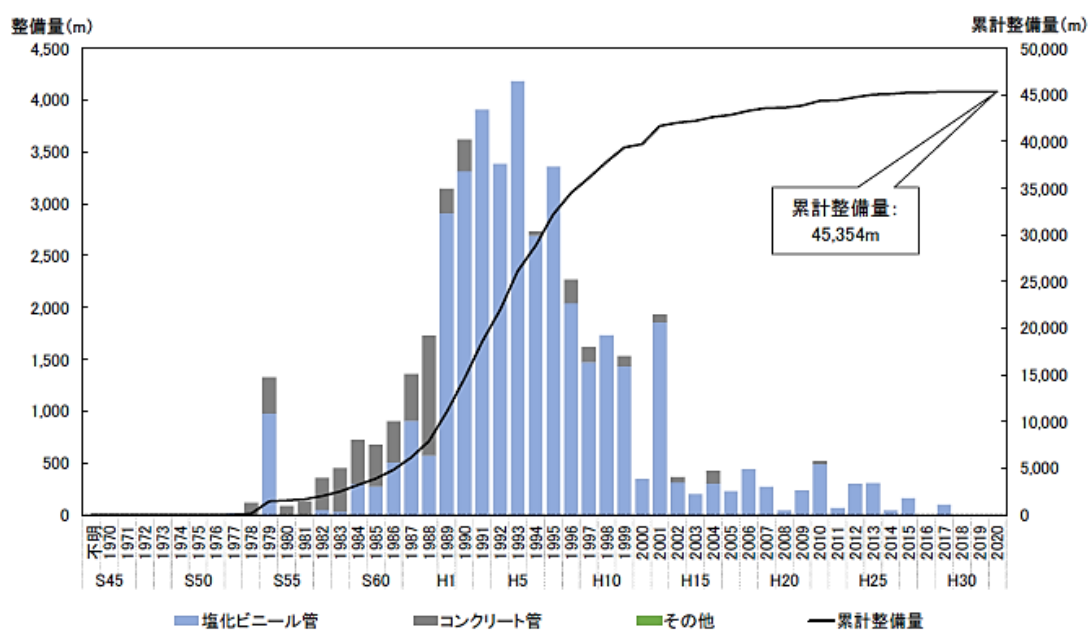
	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業
供用開始年月日	昭和 54 年度 (供用開始後 46 年)	昭和 61 年度 (供用開始後 39 年)
法適用・非適用の区分	令和 4 年 4 月 1 日に地方公営企業法の全部を適用しました。	
処理区数	2処理区(寺川、三宅処理分区)	
処理区域内人口密度	52.1 人/ha	27.9 人/ha
処理場数	無	無
ポンプ場数	無	無
管路延長	27km(污水管)	15km(污水管)
広域化・共同化・最適化 実施状況	本町の下水道は流域下水道関連公共下水道として、奈良県の流域下水道(大和川上流・宇陀川流域下水道 第一処理区)に接続しています。【広域化の実施】	

(令和6年度末現在)

本町の下水道は、奈良県の流域下水道に接続しているため、処理場は所有していません。主な下水道施設は管路施設(管きょ、マンホール、マンホール蓋)です。

下水道の年度別整備量は下図のとおりです。昭和 52 年から整備が開始され、整備のピークは平成元年から 10 年にかけての約 10 年間でした。下水道管路施設の法定耐用年数は 50 年とされていますので、初期に整備された管路施設はあと数年で耐用年数を迎えることになります。

図表 下水道の年度別整備量



(出典 : 三宅町公共施設等総合管理計画 令和 4 年 3 月改訂 P21)

②料金

一般家庭や工場、事業所等から排水される汚水処理に要する経費については、下水道使用料として使用者に負担していただいています。

本町の下水道使用料は、汚水の排出量に応じて決まる水量使用料と、水の汚れの程度に応じて決まる水質使用料で構成されています。水質使用料制度は、大量かつ高濃度の汚水を排出する工場、事業所等に対し、公平な受益者負担を図るために設けられた制度です。

「三宅町下水道条例」第 28 条に定めた現行の使用料体系は以下の通りです。

$$\text{下水道使用料} = (1)\text{水量使用料} + (2)\text{水質使用料}$$

(1)水量使用料

区分	1立方メートル当り使用料金(税抜)	
	一般排水	①公衆(共同を含む。)浴場汚水
②一般排水		115円
中間排水		160円
特定排水		210円

一般排水…公共下水道に排除される汚水のうち、一般家庭からの汚水並びに工場、事業所等からの汚水のうち、中間排水、特定排水以外のものをいう。

中間排水…公衆浴場及び管理者の認める公共、公益関係の業種を除いた工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。

特定排水…公衆浴場及び管理者の認める公共、公益関係の業種を除いた工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月750立方メートルを超える部分をいう。

(2)水質使用料

特定排水で、ア・イの水質の汚水を排除する場合、次表の水質区分に対応する金額の合計額に汚水水量を乗じる。

ア 生物化学的酸素要求量…1リットルにつき5日間に200mgを超えるもの

イ 浮遊物質量…1リットルにつき200mgを超えるもの

項目 水質区分	1立方メートル当り使用料金(税抜)	
	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量
200mgを超え300mg以下	12円	17円
300mgを超え600mg以下	37円	49円
600mgを超え1000mg以下	81円	104円
1000mgを超え1500mg以下	138円	175円

現行の使用料体系は、平成 25 年 9 月 1 日に施行されました。一般家庭における20m³あたりの使用料は 2,300 円(税抜)です。

§ 参考 §

実質的な使用料(20m³あたり)

…料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)。

	使用料収入(千円・税抜)	有収水量(m ³)	実質的な使用料(円)
令和4年度	57,722千円	502,639m ³	2,297円
令和5年度	61,222千円	532,763m ³	2,298円
令和6年度	61,117千円	531,315m ³	2,301円

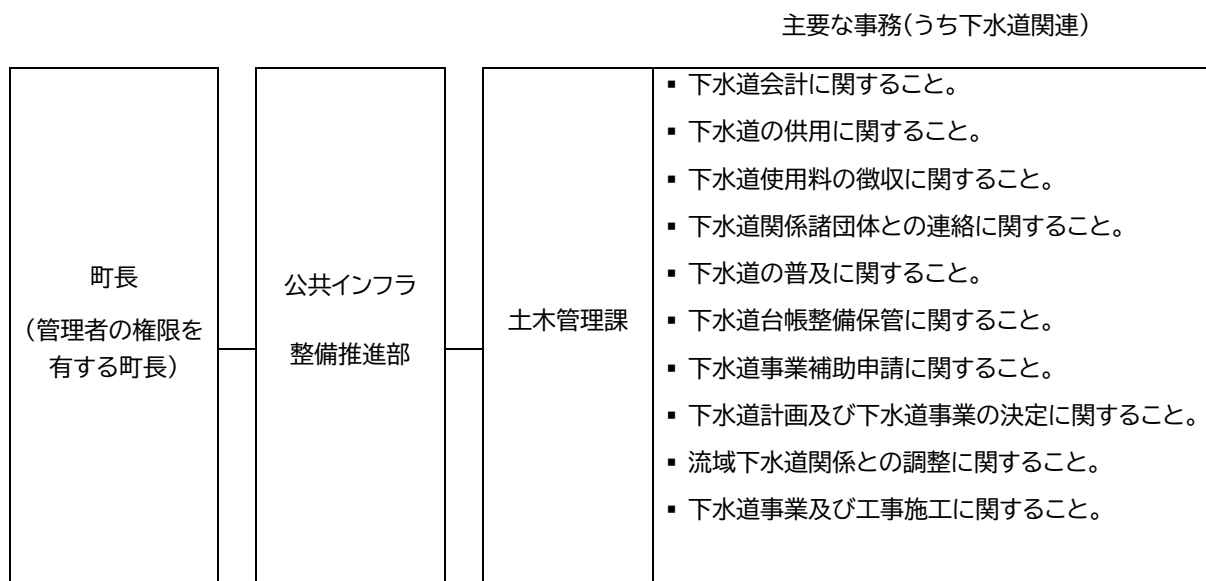
③組織

(ア) 組織体制

本町の下水道事業は公共インフラ整備推進部土木管理課が所管しています。

公共インフラ整備推進部土木管理課は課長以下8名で組織され、下水道事業に関する事務をはじめ、道路、河川、公園、住宅関連事務など様々な事務を担っています。このうち、下水道事業会計に所属する職員は1名です。

図表 組織体制及び事務分掌

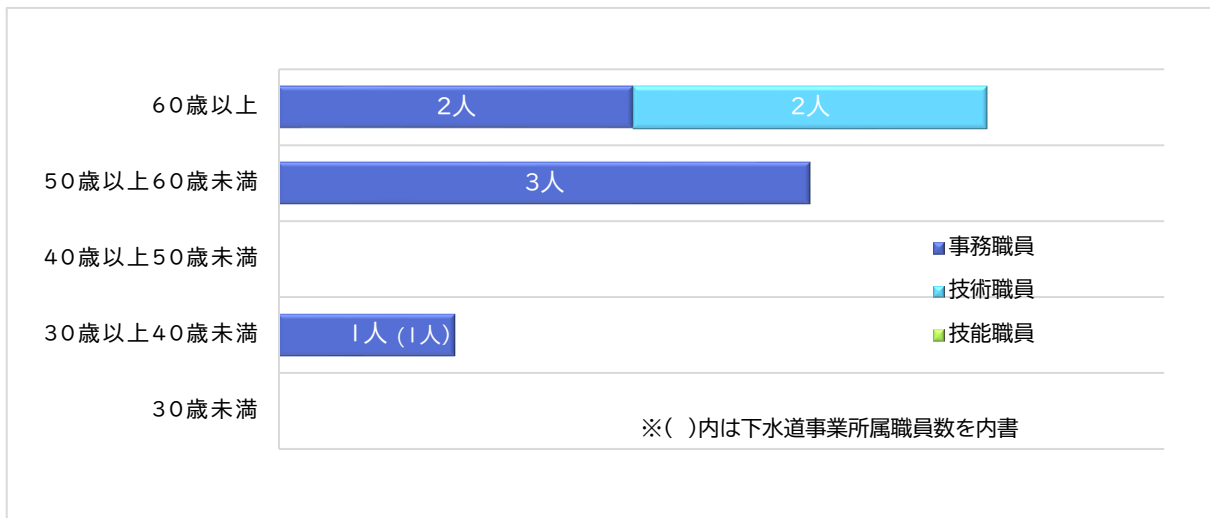


(イ) 職種別年齢構成

本町の土木管理課の年齢別職員構成は以下の図に示した通りです。

下水道事業は、施設運営や建設事業等に関する特殊な技能や知識が必要となりますが、職員数が少ないなか、過半数を占めるベテラン職員の知識と技術をどのように次世代に継承していくかが現状の課題となっています。

図表 職種別年齢構成(令和8年1月時点)



(4) 民間活力の活用等

民間活用の状況	民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ(5箇所)の維持管理業務を民間業者に委託しています。
	指定管理者制度	指定管理者制度の導入は未検討です。
	PPP・PFI	PPP・PFIの導入は未検討です。
資産活用の状況	エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	処理場を所有していないため、汚泥利用等は検討していません。
	土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	未利用の土地や施設はないため、検討していません。

(5) 経営比較分析

「投資・財政計画」の策定のためには、経営の現状分析を行い、課題を的確に把握することが重要です。そのためには、経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化の状況を、経営指標を用いて把握し、経年比較や類似団体との比較等の分析を行うことが有用です。そこで、「経営比較分析表」（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）に掲げる指標による現状分析を実施し、評価を行います。

評価については、次の3段階とします。

- A 現状、課題は特に見当たらない。
- B 現状、悪い評価ではないが、今後課題となりうる。
- C 現状、悪い評価であるため、改善への取組を進める必要がある。

本町の下水道事業会計は令和4年度から地方公営企業法を適用したため、経年比較は令和4年度から令和6年度の3年間で実施します。

なお、各グラフ中の平均値は、以下の基準に基づく類似団体の平均値です。

	処理区域内人口	処理区域内人口密度	供用開始後年数
公共下水道事業	3万人未満	50人/ha以上 75人/ha未満	30年以上
特定環境保全 公共下水道事業	—	—	30年以上

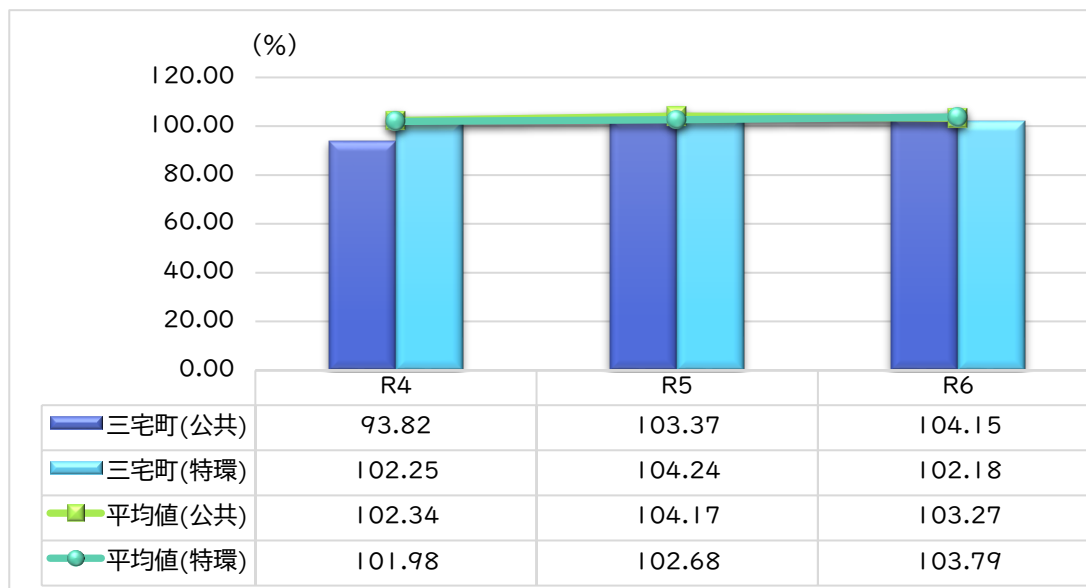
①経営の健全性・効率性

1. 経常収支比率

$$\text{算出式} : \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。



評価

B

経常収支比率は100%を上回る水準となっていますが、実際には下水道使用料の不足分を一般会計からの繰入金(基準外)で補っている状況です。今後、人口減等の影響による使用料の減少、物価上昇や老朽化対策による汚水処理費の増加等により、状況は年々悪化していくことが予想されます。

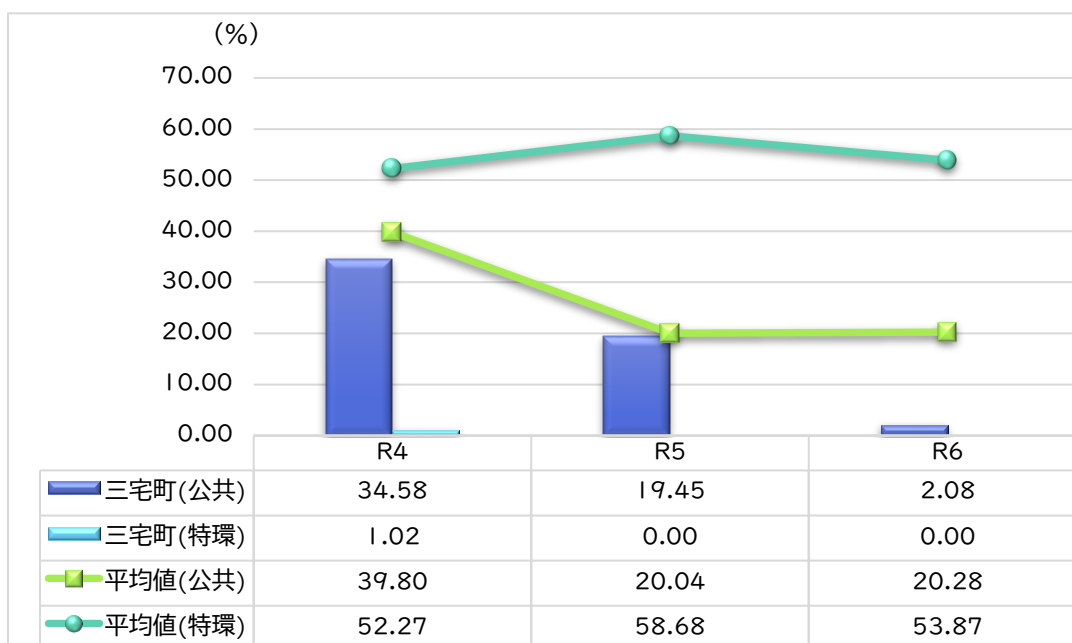
継続的に費用の節減に取り組むとともに、費用に見合った適正な水準の使用料を徴収することで、100%を維持していくことが必要です。

2.累積欠損比率

$$\text{算出式} : \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$$

営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標です。

累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。



評価

B

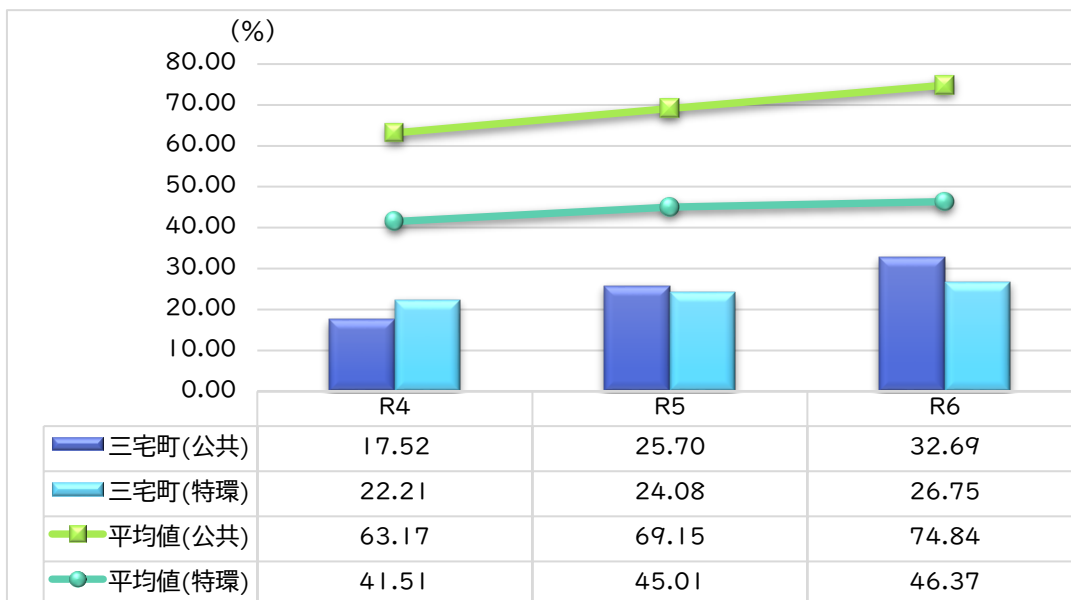
下水道事業会計全体で見た場合、法適用初年度に発生した未処理欠損金は令和6年度に解消されたものの、今後経営環境が悪化することが予想されており、楽観視できない状況です。

3.流動比率

$$\text{算出式} : \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

一般的に 100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。



評価

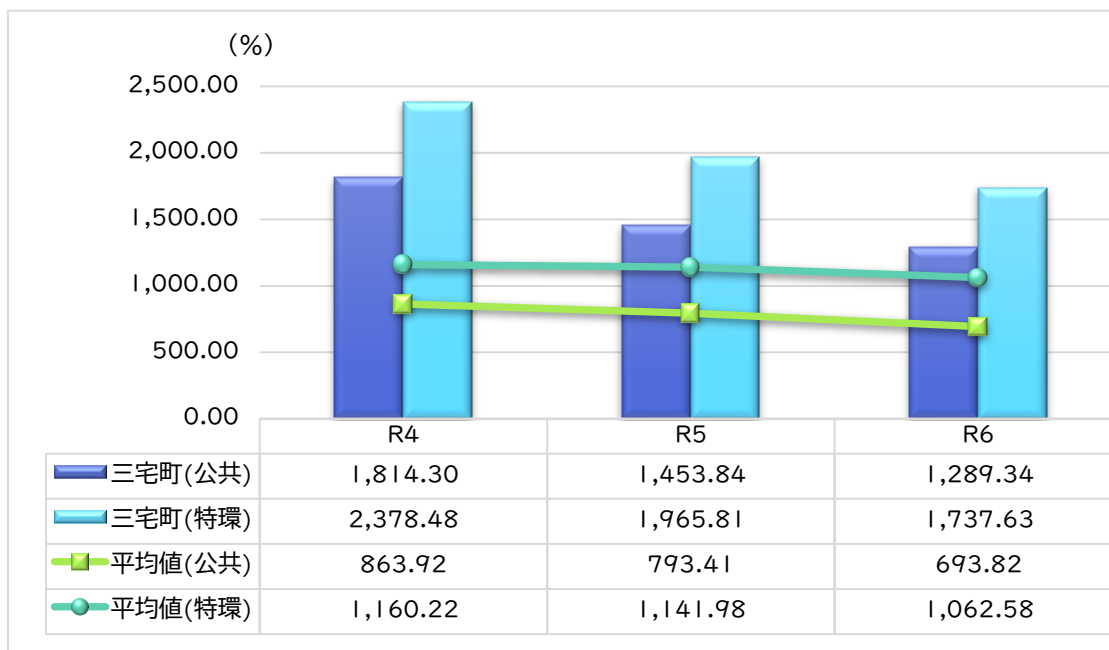
C

100%を大きく下回っています。現状、使用料と基準内の一般会計繰入金のみでは必要な支出を賄えておらず、資金不足を基準外の繰入金で補っているため、企業内部に資金が貯まっていきません。資金ショートを回避するため、資金繰りに十分留意する必要があります。

4. 企業債残高対事業規模比率

$$\text{算出式} : \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。



評価

C

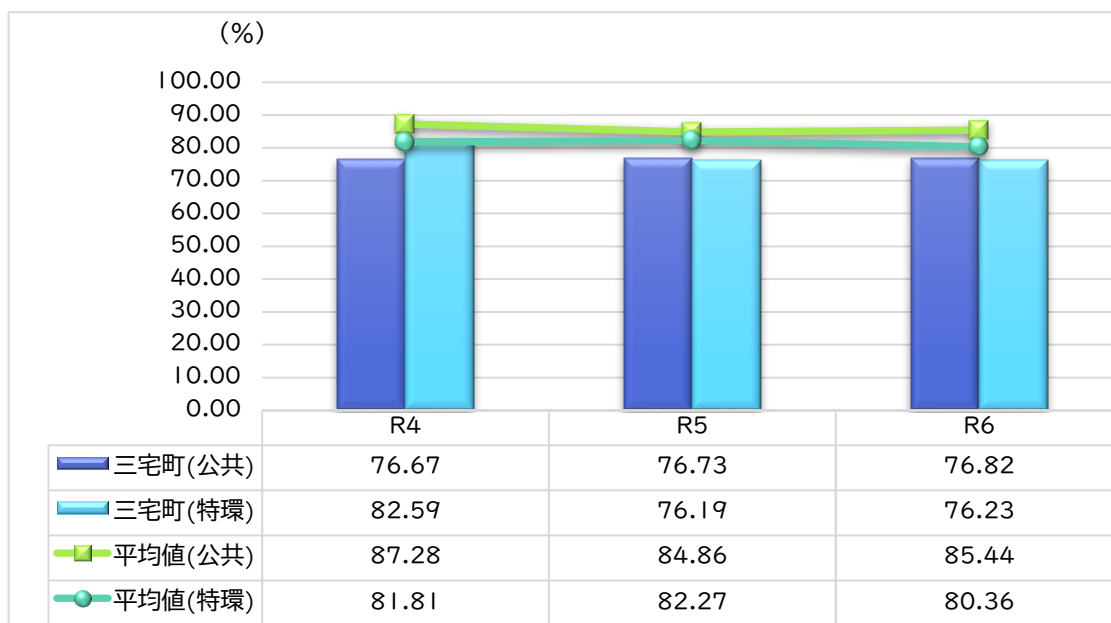
企業債残高は減少傾向にあり、当指標もそれに伴い改善傾向かつ今後も改善見込みではありますが、現状類似団体と比べて高い水準であり、事業規模(主に使用料収入)に比して企業債残高はかなり大きいといえます。財源構成の見直しや使用料水準の適正化などの改善が必要です。

5.経費回収比率

$$\text{算出式} : \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。



評価

C

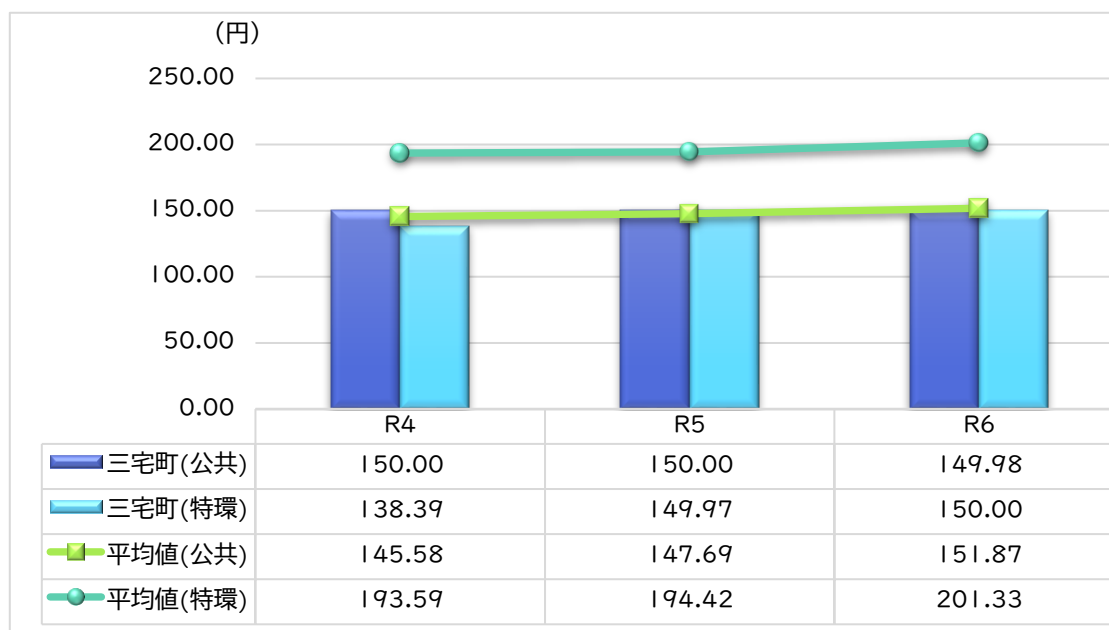
100%を大きく下回っており、使用料で回収すべき経費を使用料では賄えていません。不足する資金は一般会計からの繰入金で補っている状況です。継続的に費用の節減に取り組むのはもちろんのこと、使用料を適正な水準に改定し、一般会計への依存度を減らしていく必要があります。

6. 汚水処理原価

$$\text{算出式} : \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間総有収水量}}$$

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。



評価

B

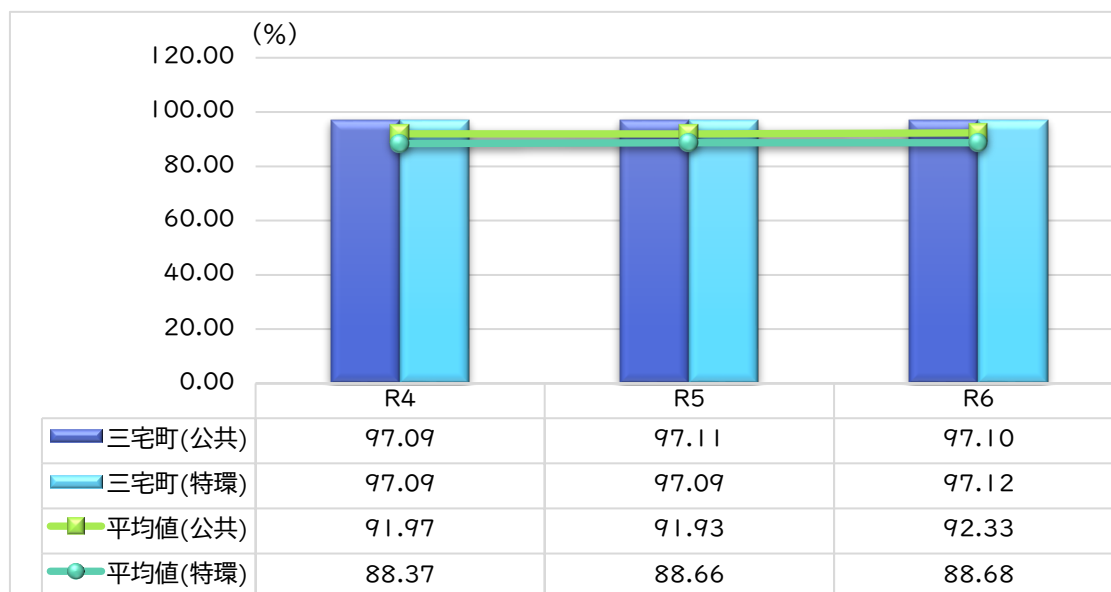
汚水処理原価は類似団体に比べ同程度です。今後も合理的な事業運営を行い、経費の節減に取り組む必要があります。

7.水洗化率

$$\text{算出式} : \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増加を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。



評価

A

水洗化率は100%近くで推移しており高い水準といえます。

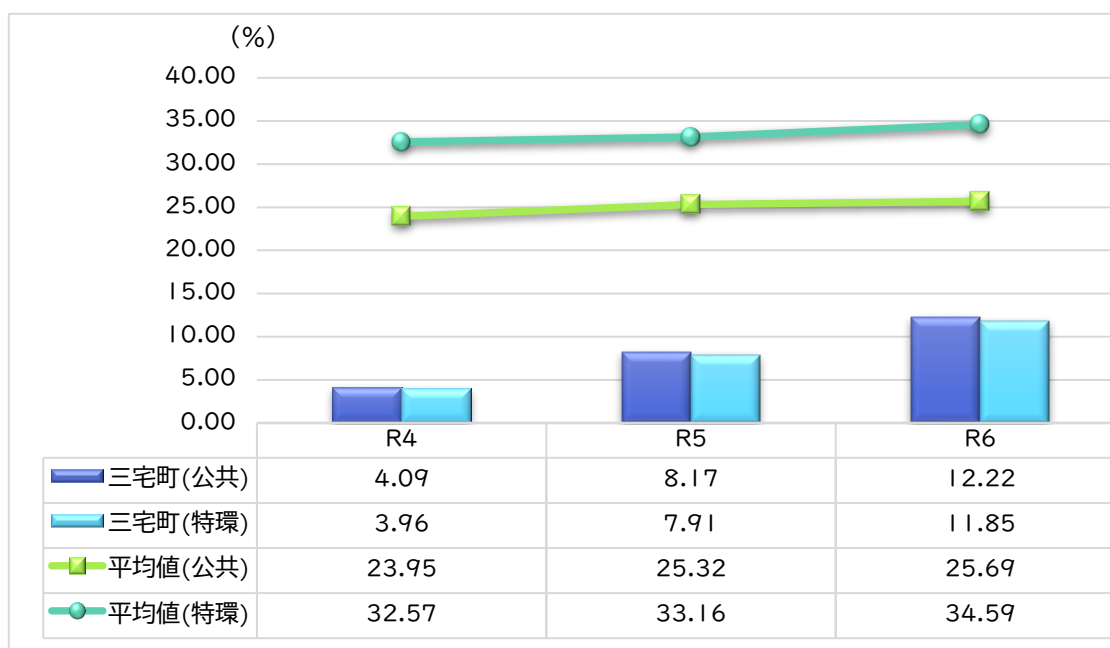
②老朽化の状況

1.有形固定資産減価償却率

$$\text{算出式} : \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができます。



評価

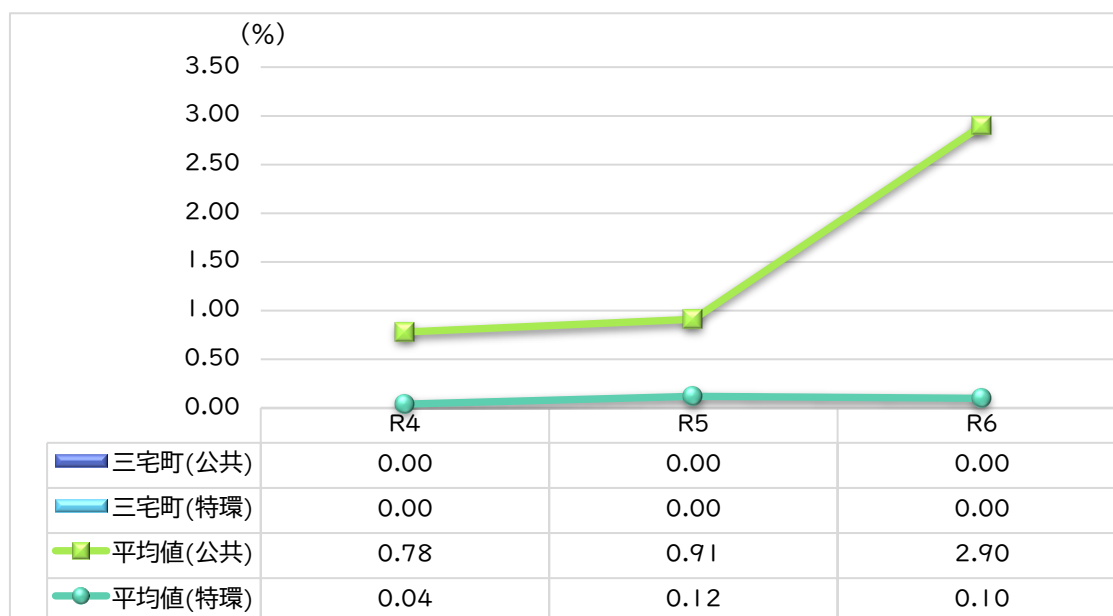
B

法適用時にはそれ以前の減価償却累計額を計上せず、開始貸借対照表上0円としたため、現時点の減価償却累計額は実体を表していません。そのため、数字上では有形固定資産減価償却率は低く、老朽化は進んでいないように見えますが、実際には下水道事業の供用開始から50年近くが経過しており施設の老朽化は進んでいます。

2.管渠老朽化率

$$\text{算出式} : \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表す指標で、管渠の老朽化度合を示しています。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の更新等の必要性を推測することができます。



評価

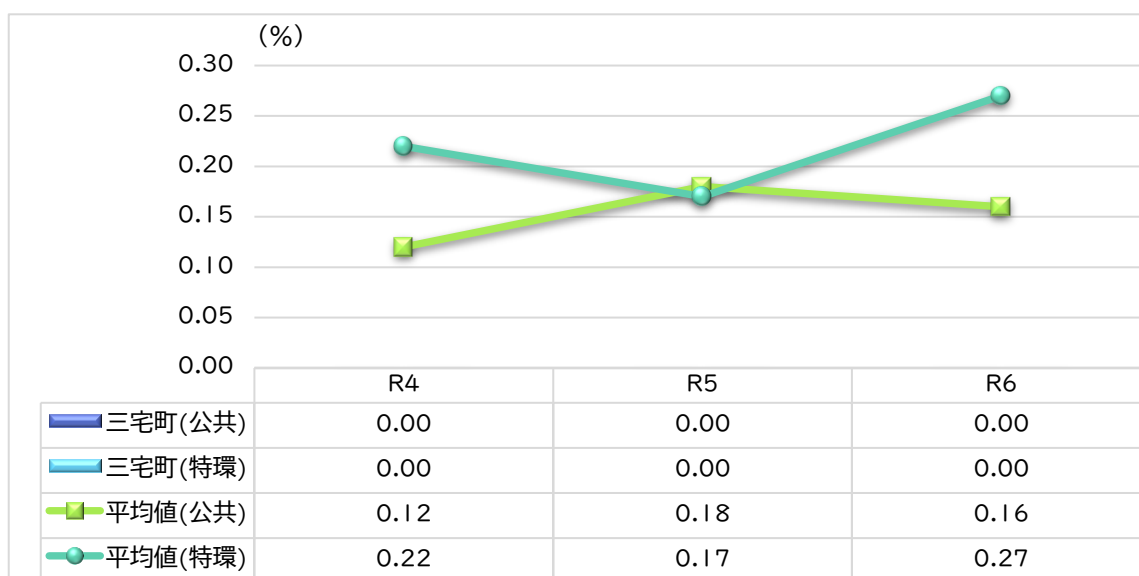
B

現時点で法定耐用年数の50年を超えた管渠はありません。しかし供用開始から50年近くが経過しており、今後、50年を超える管渠が急増することが予測されます。緊急度等に応じて適切な計画を策定し、更新費用を平準化することが必要となります。

3.管渠改善率

$$\text{算出式} : \frac{\text{当該年度に更新した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。
明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、全ての管渠を更新するのに 100 年かかる更新ペースであることが把握できます。



評価

B

現時点で法定耐用年数を経過した老朽管が無く、管渠の更新・改良・修繕は実施していません。

③経営指標分析の全体総括

経常収支比率は 100%を超えているものの、経費回収率が低く公費負担分を除く污水处理費が使用料で賄えていない状況にあります。経費節減に取り組むことを前提に、下水道使用料の適正化についても検討する必要があります。

また、財務安全性に関しても懸念があります。流動比率が 100%を大きく下回るため、資金ショートしないよう留意する必要があります。現状事業規模(主に使用料収入)に対して企業債の負担が重いため、資金繰りの面からも下水道使用料の適正化は避けて通れない課題となっています。

供用開始から 50 年を迎えようとしており、今後施設の老朽化に対応する修繕・更新費用の増加が見込まれます。ストックマネジメント計画に基づく適切な修繕・更新計画を策定し、中長期的な費用の抑制に努める必要があります。

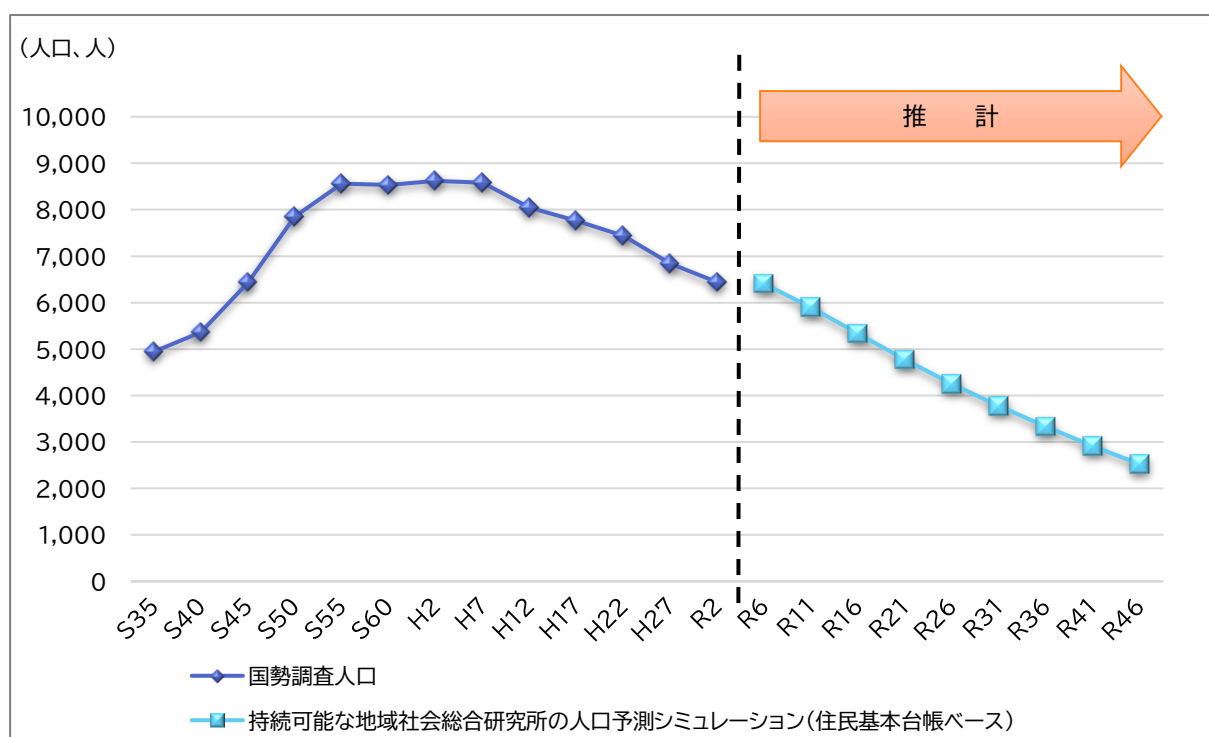
3. 将来の事業環境

(1) 町人口の予測

本町の人口は昭和 41 年から 48 年の団地開発(石見団地、屏風団地、高杉団地)や昭和 46 年から 49 年の第 2 次ベビーブームなどにより昭和 40 年代に急増しましたが、その後は横ばいとなり、バブル経済期直後の平成 5 年をピークに減少に転じました。ピーク時に 8,672 人であった町人口は、令和 2 年には 6,439 人となり、おおむね 30 年間で約 25%減少しました。

将来人口は、令和元年の人口動態を基に、持続可能な地域社会総合研究所が提供する「人口予測シミュレーション」を活用して推計しました。過去 5 年間(平成 26 年～令和元年)の人口動態が続いた場合、今後も町人口は減少し続け、令和 46 年には 2,521 人(令和 6 年と比較して約 60%減少)になるものと推計されています。(三宅町人口ビジョン 令和 3 年 3 月改訂 第 3 章 参照)

図表 本町の人口推移と将来推計



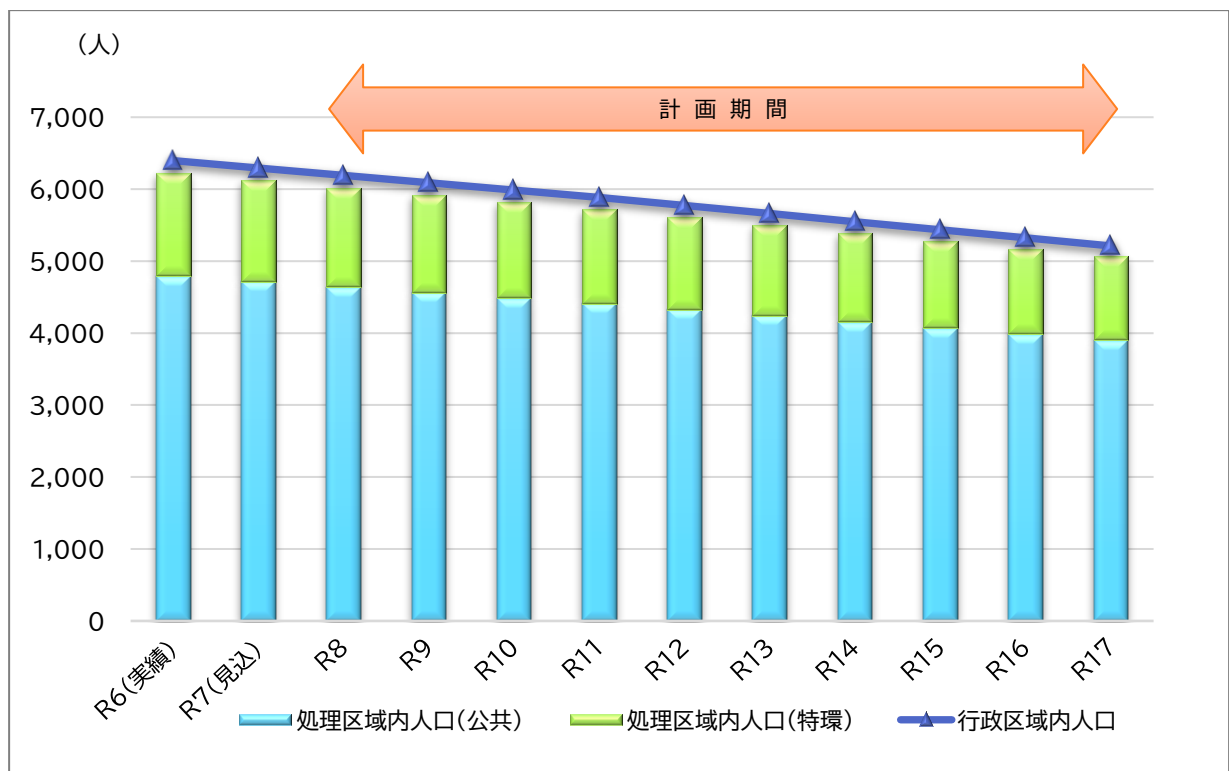
(2) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、前述の町人口推計に人口普及率を乗じて算定しました。

本町の下水道は概成していますので、人口普及率は今後も変わらないと想定し、令和6年度の実績値が継続するものとして算定しております。

$$\text{処理区域内人口} = \text{町人口} \times \text{人口普及率}(97.2\%)$$

図表 処理区域内人口の予測



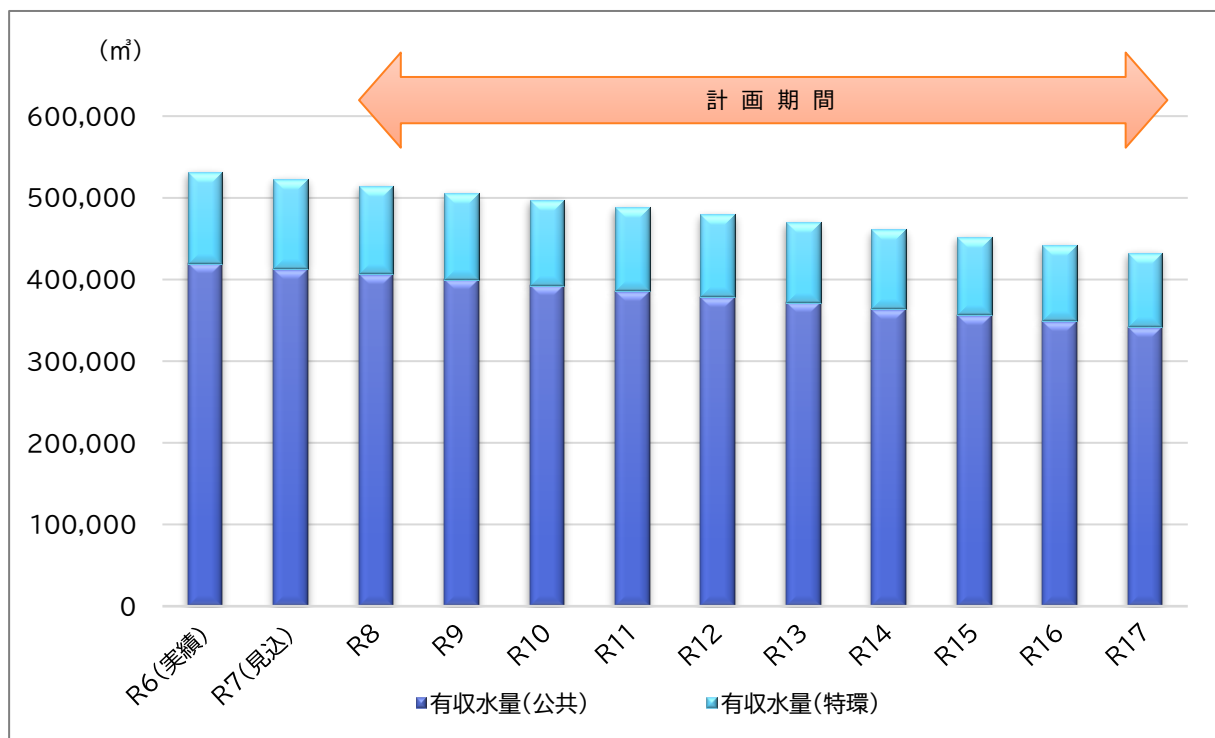
処理区域内人口は、町人口に比例して減少していくことが予測され、令和6年度に 6,216 人(公共 4,794 人、特環 1,422 人)であった処理区域内人口は、計画期間終了時点の令和 17 年度には 5,063 人(公共 3,905 人、特環 1,158 人)となり、18.5%減少する見通しです。

(3) 有収水量の予測

有収水量は、令和 6 年度の実績水量を基準に、水洗化人口の増減率を乗じて算定しました。水洗化人口は前述の処理区域内人口に水洗化率を乗じます。本町は 100%に近い水洗化率を達成していますので、水洗化率は今後も変わらないと想定し、令和 6 年度の実績値が継続するものとして算定しております。

$$\begin{aligned} \text{有収水量} &= \text{前年度の有収水量} \times \text{水洗化人口の増減率} \\ \text{水洗化人口} &= \text{処理区域内人口} \times \text{水洗化率}(97.1\%) \end{aligned}$$

図表 有収水量の予測



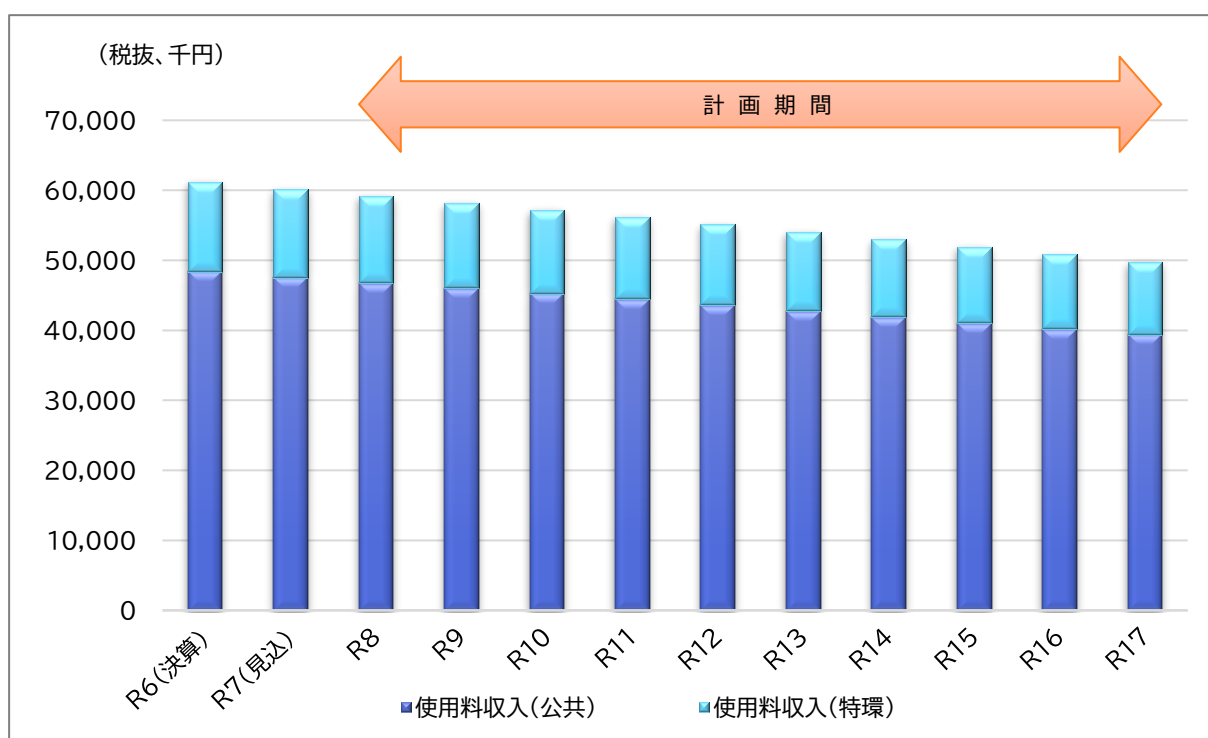
有収水量は、人口に比例して減少していくことが予測され、令和6年度に 531,315 m³(公共 419,719 m³、特環 111,596 m³)であった有収水量は、計画期間終了時点の令和 17 年度には 432,891 m³(公共 341,907 m³、特環 90,910 m³)となり、18.5%減少する見通しです。

(4) 使用料収入の見通し

下水道使用料収入の見通しは、前述の有収水量に公共下水道事業、特定環境公共下水道事業それぞれの令和4年度から令和6年度の使用料単価の平均値を乗じて算出しました。使用料単価については、収支計画では改定を見込まず一定として計算しています。

$$\text{使用料収入} = \text{有収水量} \times \text{使用料単価(一定)}$$

図表 下水道使用料収入の見通し



有収水量の減少が予想されるため、令和6年度に 61,117 千円(税抜、公共 47,542 千円、特環 12,552 千円)であった使用料収入は、計画期間終了時点の令和 17 年度には 49,745 千円(税抜、公共 39,354 千円、特環 10,391 千円)となり、18.6%減少する見通しです。

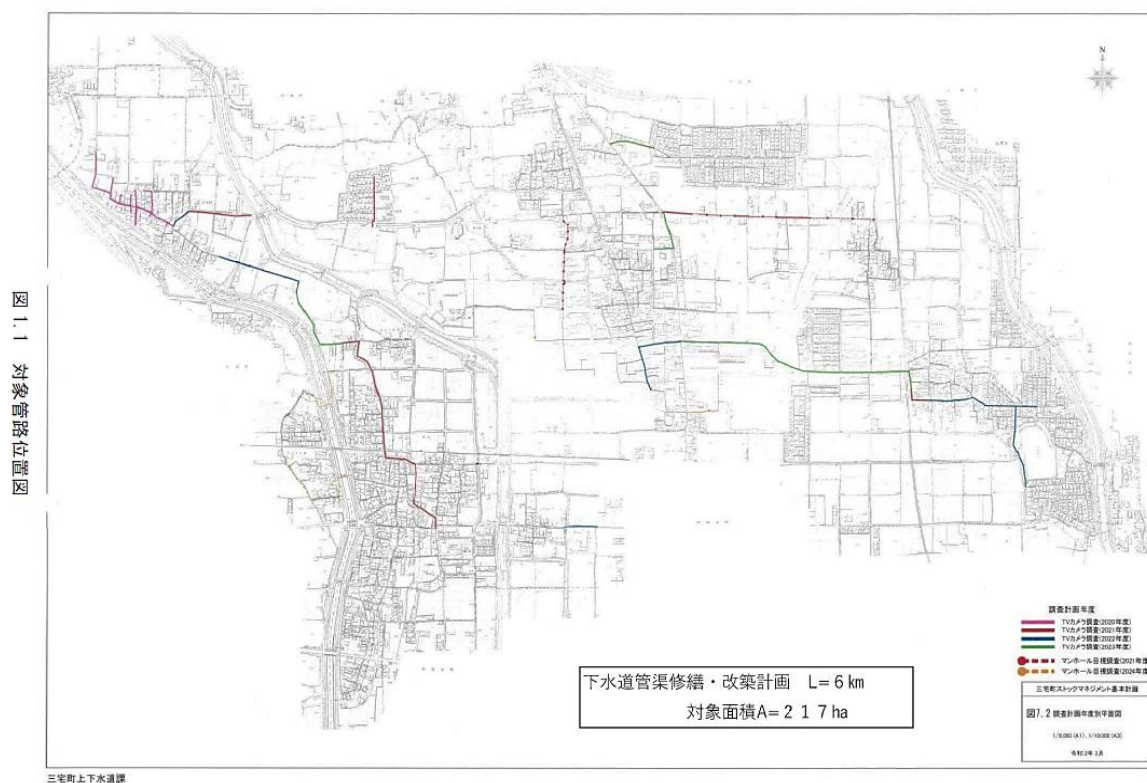
(5) 施設の現状と見通し

本町の下水道施設は供用開始から 50 年近く経過しており、今後は老朽化対策が必要となります。このため本町では令和元年度に「三宅町公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定し、その後、令和 2 年度から令和 5 年度にかけて調査対象とされた管路施設の調査を実施しました。

① 管きよ

管きよについては、既設管約 5.91 km、166 スパンについて調査を実施しました。

図 調査対象管路位置図



(出典：下水道ストックマネジメント基本計画 修繕改築計画説明書 P2)

令和 6 年度には、この調査結果において緊急度Ⅰ(重度、速やかに措置が必要)および緊急度Ⅱ(中度、簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる)と判定された施設を対象に、「修繕・改築計画(実施計画)」を策定しました。

図表 管路調査結果

表 2.10 緊急度の検討結果

項目	調査年度				合計	
	R02	R03	R04	R05		
調査延長	緊急度Ⅰ	-	-	-	-	
	緊急度Ⅱ	53.14	77.04	-	-	130.18
	緊急度Ⅲ	765.35	1,531.35	1,414.94	1,559.42	5,271.06
	劣化なし	289.71	22.54	197.08	3.32	512.65
	合計	1,108.20	1,630.93	1,612.02	1,562.74	5,913.89
調査スパン	緊急度Ⅰ	-	-	-	-	-
	緊急度Ⅱ	2	3	-	-	5
	緊急度Ⅲ	29	37	33	33	132
	劣化なし	18	2	8	1	29
	合計	49	42	41	34	166

※路線延長は調査延長とした。

※調査延長の単位はメートル

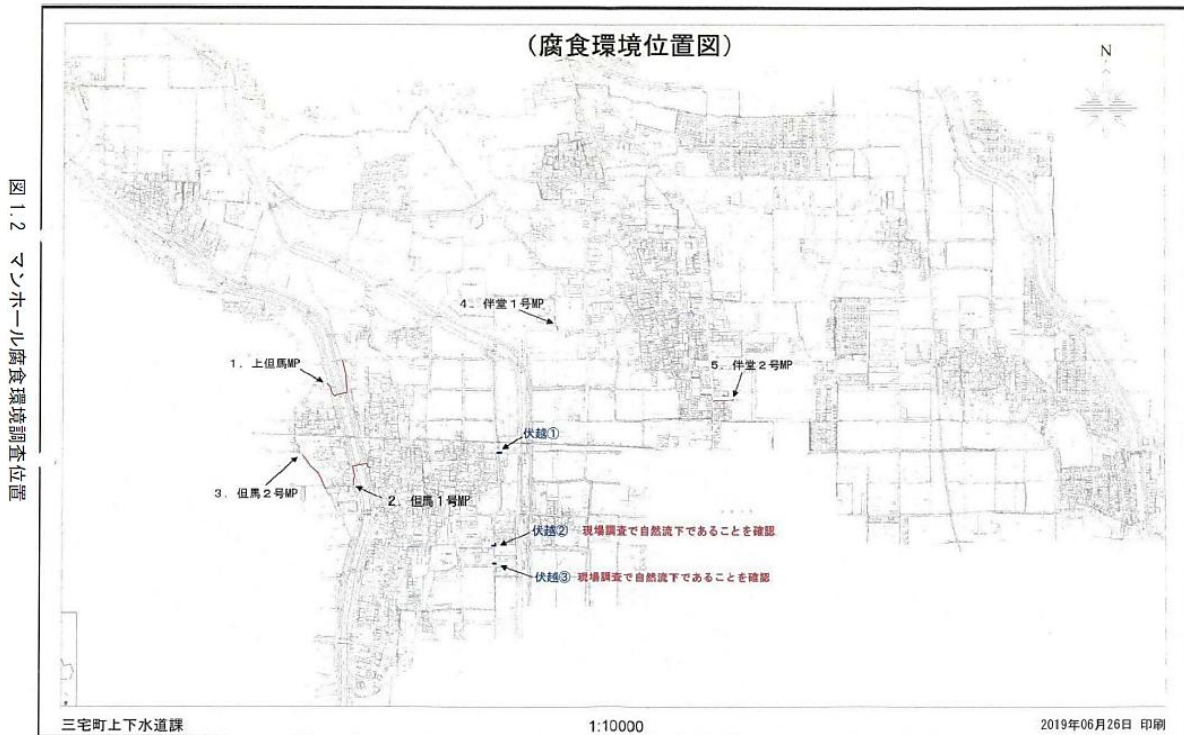
(出典：下水道ストックマネジメント基本計画 修繕改築計画説明書 P23)

実施計画は、緊急度判定結果や被害規模ランク・発生確率ランク等を考慮して、修繕・改築の優先順位を設定するとともに、ライフサイクルコストの観点も踏まえた適切な改築修繕工法を選択しています。今後は、当該計画に基づいて修繕改築を実施していきます。

②マンホール蓋

マンホール蓋の対象施設は、三宅町小柳地区の蓋 101 箇所に腐食環境調査で腐食の進行が著しい 4 か所を加えた 105 箇所としました。

図 調査対象マンホール位置図



(出典：下水道ストックマネジメント基本計画 修繕改築計画説明書 P3)

マンホール蓋は「時間計画保全施設(施設・設備の特性に応じてあらかじめ定めた周期により対策を行う管理方法)」と位置付けられており、がたつき防止や蓋飛散防止性能等の必要な機能を有していない蓋を取り替えることとしています。

図表 マンホール蓋整備手法

表 4.3 整備手法検討結果

整備手法	人孔基数		備考
	箇所数	割合	
取替	29	27.6%	
維持	76	72.4%	
合計	105	100.0%	

(出典：下水道ストックマネジメント基本計画 修繕改築計画説明書 P3)

(6) 組織の見通し

組織体制については今後も現状維持とする方針ですが、下水道事業を安定的に運営していくためには、技術職員の人材育成が課題となっています。

今後も、一定の業務に官民連携手法を取り入れつつ、将来にわたって維持・継承すべき技術が次世代へと引き継がれるよう、各種研修への職員派遣や、他自治体との技術協力体制を拡充しながら、より良い人材の育成に取り組んでいきます。



三宅町のデザインマンホール蓋

4. 経営の基本方針

下水道事業を取り巻く環境は、年々厳しくなることが予想されます。今後移り変わる環境や社会的要請に対応していくため、以下の基本方針に則った持続可能な経営をめざします。

基本方針

『日々の暮らしに「潤い」を ～安心・安全、生活基盤～』

- 受益者負担の見直しを計画的に進め、健全な事業経営が可能な体制構築を実施するとともに、計画的なインフラ施設の長寿命化を図り、下水道事業の経営基盤の安定化を進めます。

評価指標	基準値 (令和 6 年度)	中間値 (令和 12 年度)	目標値 (令和 17 年度)
経費回収率	77%	85%	100%
流動比率	31%	65%	100%
修繕改築した 下水道管の延長合計	0m	130m	130m
取り替えた マンホール蓋	0箇所	29 箇所	29 箇所

- 都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備に伴う下水道管の移設とともに、京奈和自動車道三宅 I.C 周辺の企業誘致に向けたインフラ整備を計画的に進めます。

評価指標	基準値 (令和 6 年度)	中間値 (令和 12 年度)	目標値 (令和 17 年度)
移設・新設した 下水道管の延長合計	0km	0.5km	1km

5.投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)は、**資料1**のとおりです。収支計画の策定にあたっては、今後の人口減少を踏まえて積算した使用料収入と、過年度の実績を参考に将来の物価上昇等を見越して積算した経費、更新需要を踏まえた所要の事業費をもとに50年間の試算を行っています。**資料1**はそのうちの10年間です。なお、一般会計からの繰入金については、町の財政部門と調整を図り、収支計画に計上しています。

①収益的収支

収益的収入は主に使用料収入、一般会計からの補助金及び長期前受金戻入です。収益的支出は主に職員給与費、流域下水道負担金や委託料などの経費、減価償却費、支払利息です。

収益的収入については、人口減少に伴い使用料収入が減少していき、また長期前受金戻入及び一般会計からの補助金も概ね期間を通じて減少傾向にあるため、収益的収入全体として減少していく見込みです。

収益的支出については、職員給与費及び経費については概ね横ばいですが、減価償却費及び支払利息が期間を通じて減少傾向にあるため、収益的支出全体としては減少していく見込みです。

収益的支出の減少よりも収益的収入の減少の方が大きいため、令和12年度以降は赤字(当年度純損失)となる見込みです。

図 収益的収入および支出の内訳

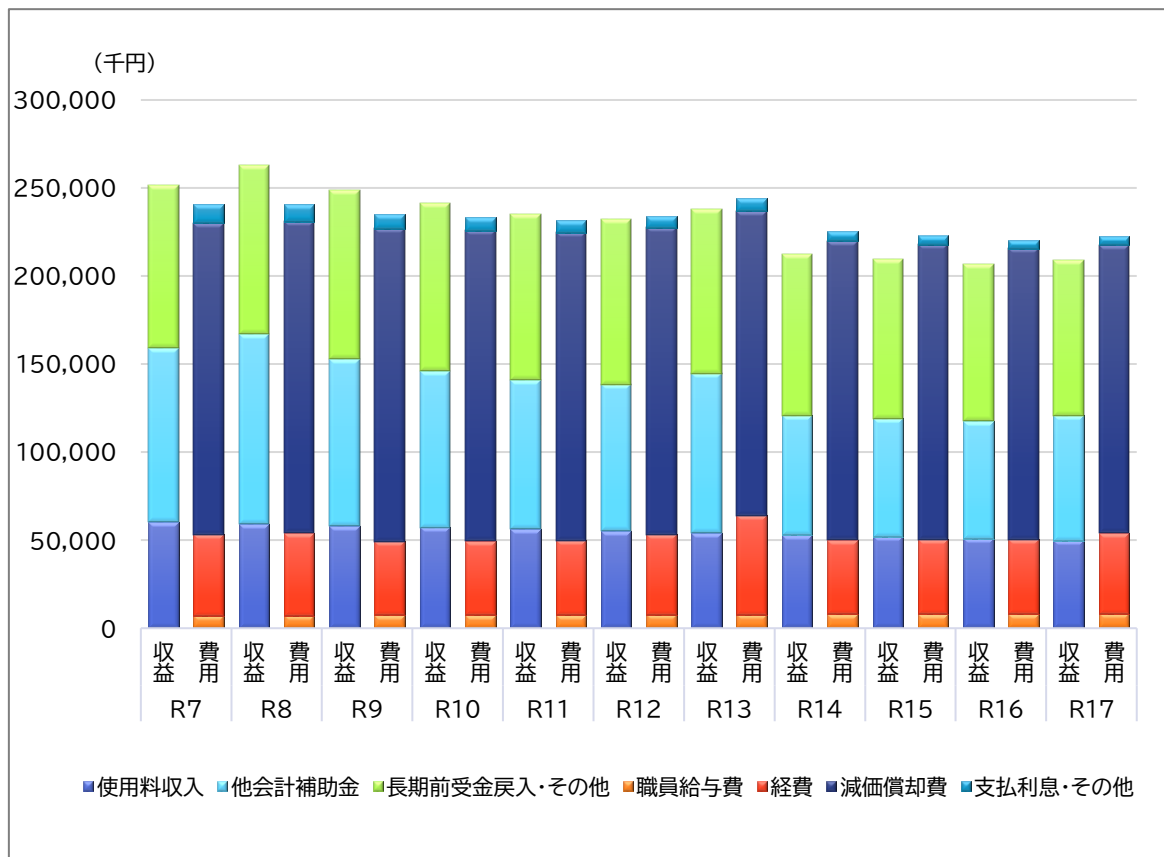
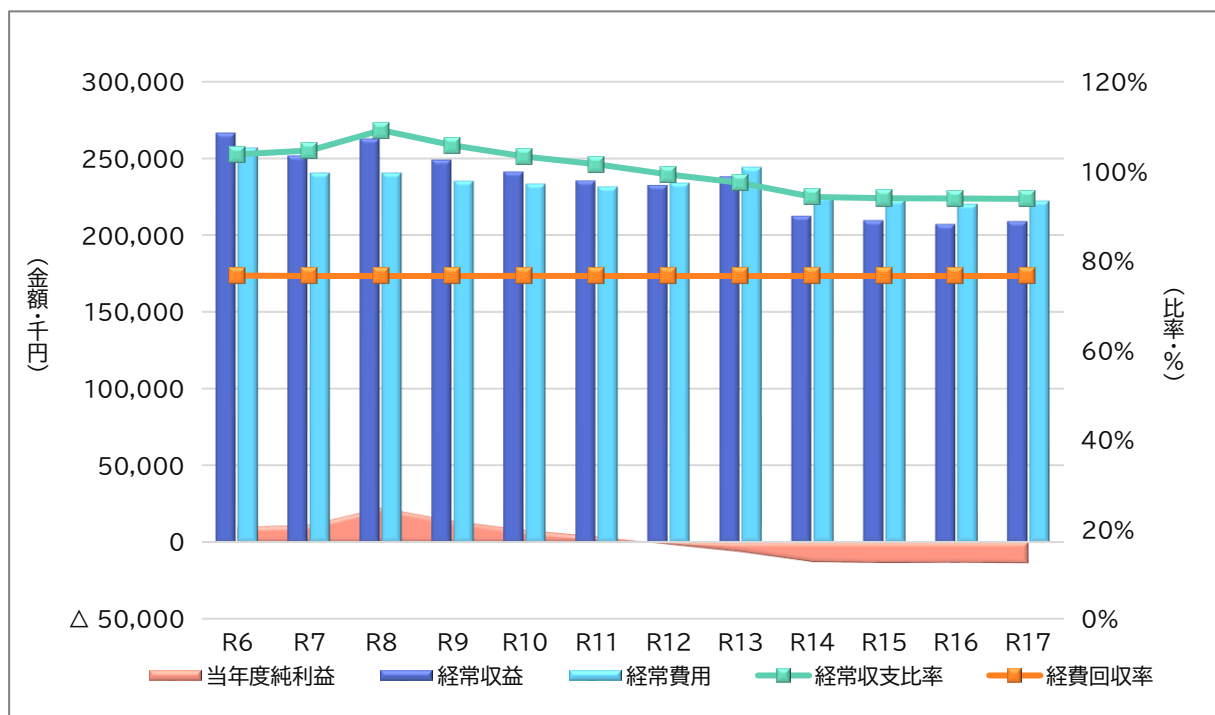


図 収益的収支の推移



②資本的収支

資本的収入は企業債、他会計補助金、国庫補助金で、資本的支出は建設改良費と企業債償還金です。資本的収支不足額は消費税及び地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補填できる見込みです。

図 資本的収入および支出の内訳

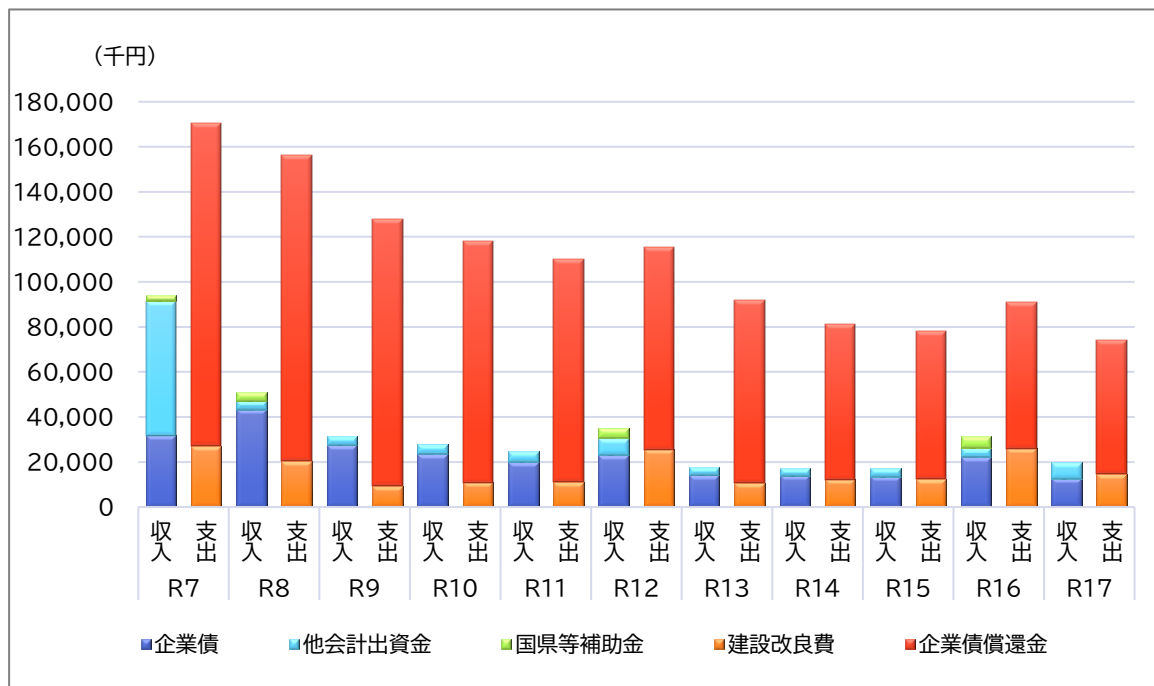
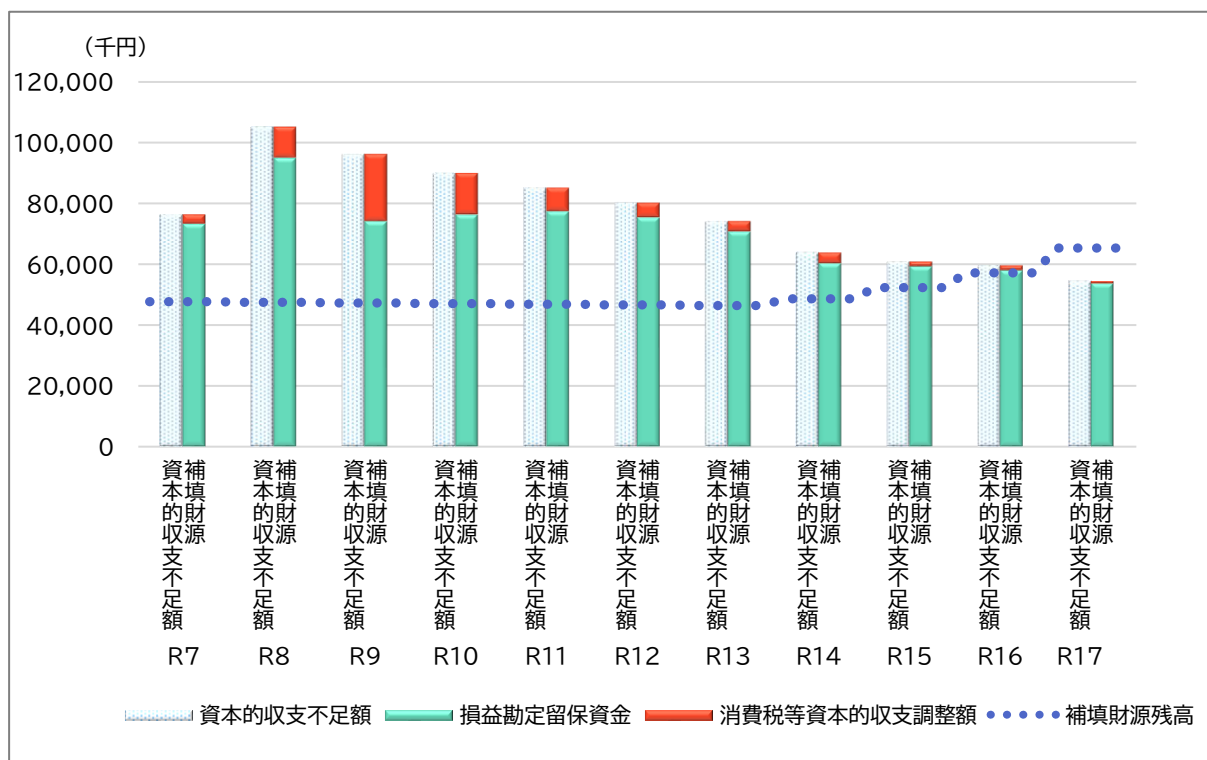


図 資本的収支不足と補填財源



(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

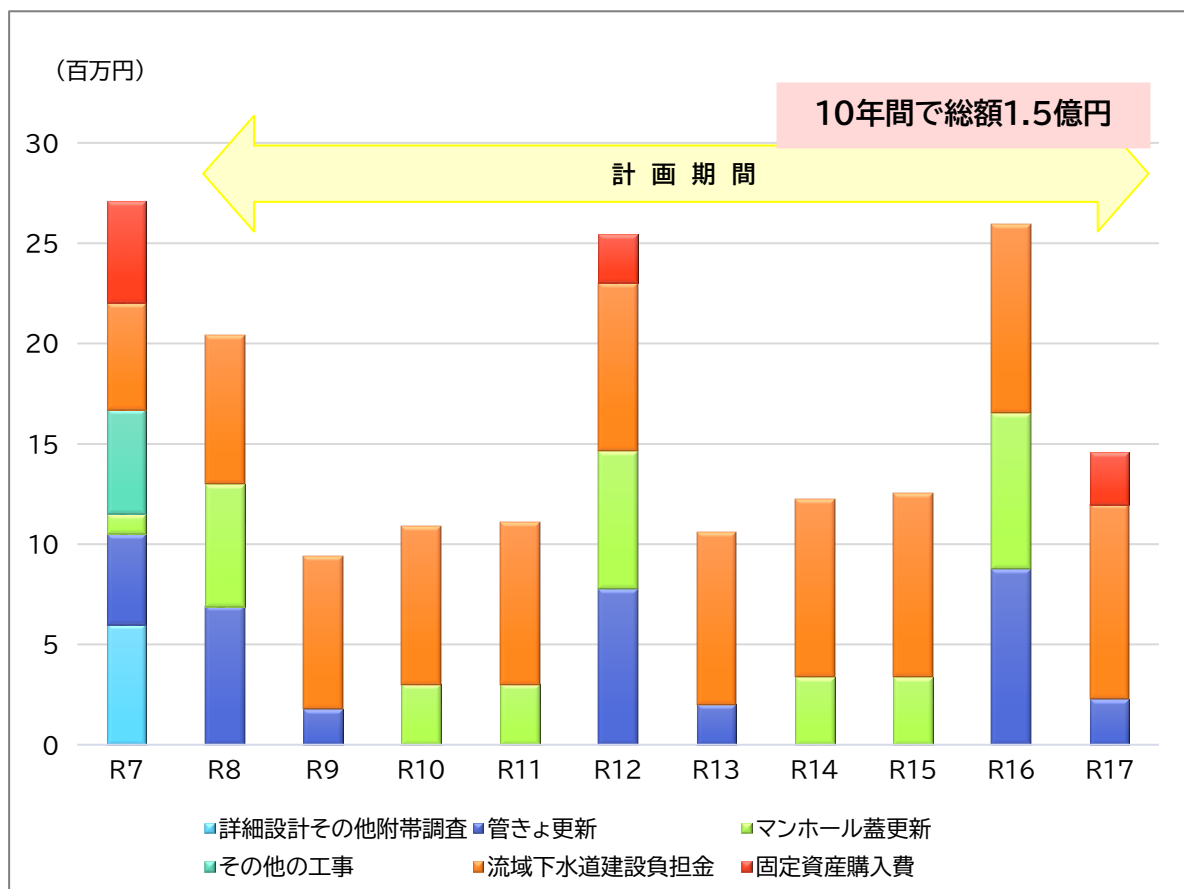
「3. 将来の事業環境 (5)施設の現状と見通し」の通り、今後は老朽化対策として管きよ及びマンホール蓋の修繕・改築工事を実施します。収支計画には実施計画に基づいた事業費を建設改良費として計上しています。

また、本町の下水道は奈良県の流域下水道に接続しているため、流域下水道事業に係る建設負担金を支払っています。この負担金は県が事業費に基づいて毎年度負担額を計算し、通知するものであり予測が困難なため、令和 8 年度概算額を基準とし、その後は物価上昇率を乗じて将来予測を行いました。

この他、固定資産購入費の見込額を計上しています。

計画期間中の建設改良費の内訳は下図のとおりです。

図 建設改良費の内訳



②収支計画のうち財源についての説明

(ア) 使用料収入

「3. 将来の事業環境 (4)使用料収入の見通し」で示したとおりです。

(イ) 企業債

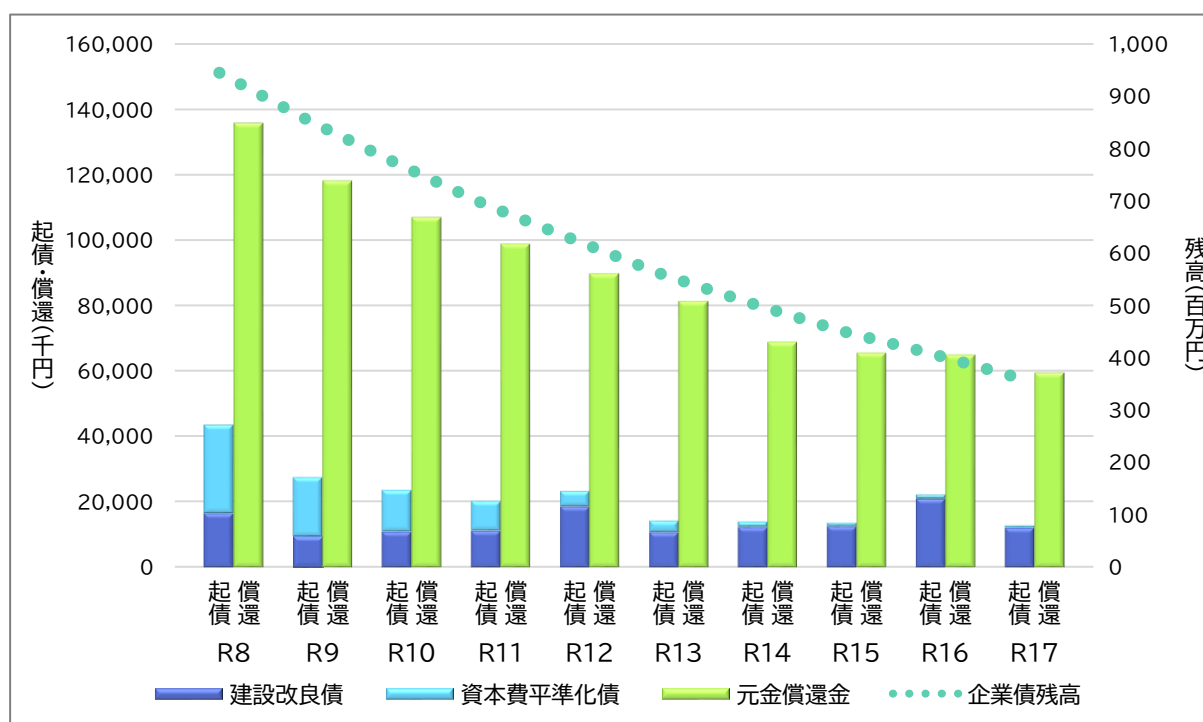
建設改良費の財源として企業債を発行します。また、資金不足を補うため、資本費平準化債を活用します。資本費平準化債の発行額は限度額の 1/2 としました。

企業債の発行条件は次の通りとして各年度の償還額および支払利息を計算しています。

	償還期間(据置期間)	返済方法	利率
建設改良債 (管きよ、流域下水道建設負担金に係るもの)	20年(据置期間なし)	元金均等償還	1.75%
建設改良債 (マンホール蓋ほかに係るもの)	10年(据置期間なし)	元金均等償還	1.75%
資本費平準化債	20年(据置期間なし)	元金均等償還	1.75%

計画期間における各年度の発行額・償還額および残高は下図の通りで、企業債残高は年々減少することが見込まれています。

図 企業債の推移



(ウ) 国庫補助金

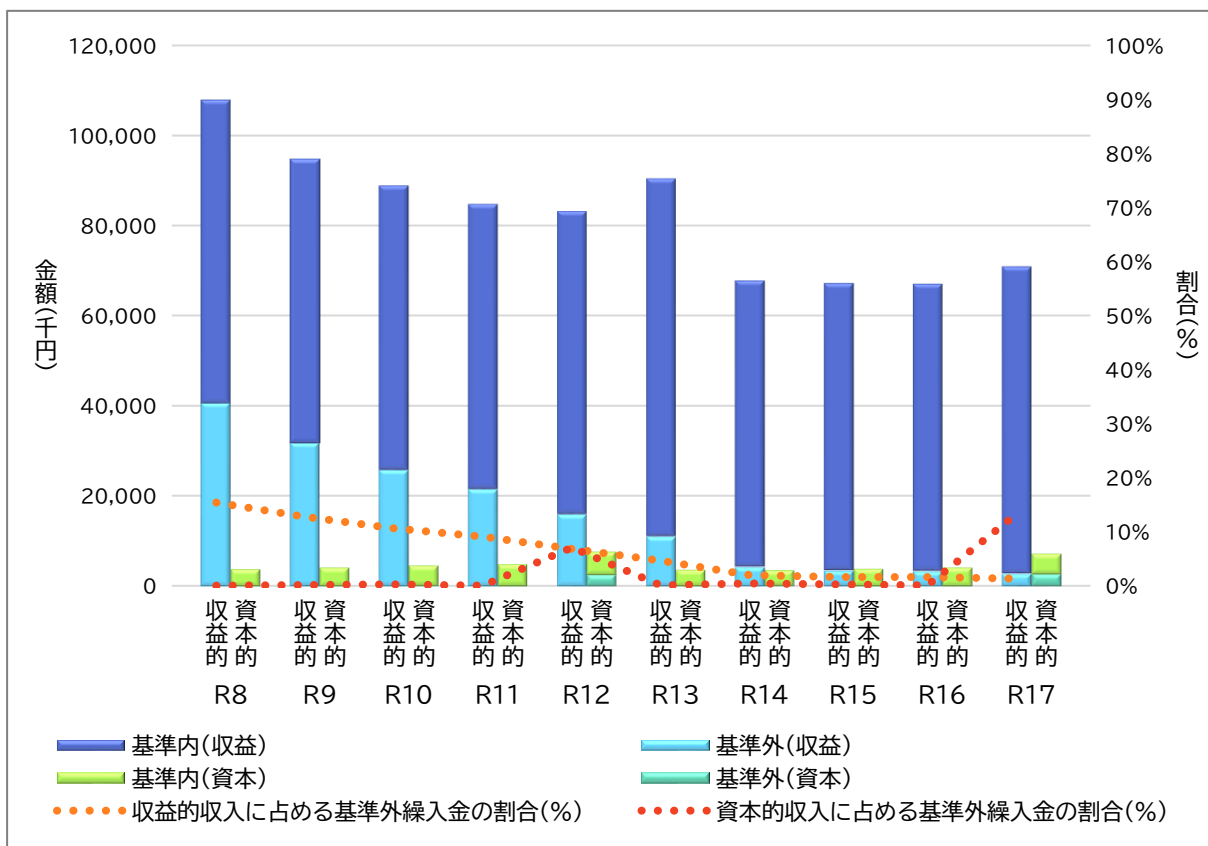
「修繕・改築計画(実施計画)」において、補助対象路線と判定された路線の事業費に対して、補助率50%の国庫補助金を見込んでいます。

(エ) 他会計補助金

他会計補助金については、収益的収入と資本的収入でそれぞれ見込んでいます。

収益的収入は「繰出基準」による基準額を収入するほか、単年度で不足する資金を繰り入れます。資本的収入についても、「繰出基準」による基準額のほか、建設改良費の財源の一部として所要額を計上しました。

図 一般会計繰入金の推移



③収支計画のうち投資以外の主な経費についての説明

(ア) 職員給与費

令和7年度の決算見込を基準とし、毎年度のベースアップを加味しています。給与改定率は、人事院勧告の過年度の傾向を参考にしました。職員数の変動は見込んでいません。

(イ) 動力費、修繕費

動力費はマンホールポンプ稼働のための電気料です。過去 3 年間の平均値に物価上昇を加味しています。物価上昇率は e-Stat(政府統計の総合窓口)による消費者物価指数時系列データを参考にしました(物価上昇率について、以下同じ)。

(ウ) 委託料

毎年度経常的に発生すると見込まれる委託業務については、令和 7 年度の決算見込に物価上昇を加味しました。単年度で発生すると見込まれる委託業務については、物価上昇を加味した所要額を計上しています。

(エ) 流域下水道負担金

汚水処理量1m³当たりの負担金単価に各年度の予測汚水処理量を乗じて算定しました。負担金単価については、令和 7 年度の決算見込をもとに算出し、将来の物価上昇を加味しています。

(オ) その他経費

過去 3 年間の平均値に物価上昇を加味しました。

(カ) 減価償却費

令和6年度までに取得した資産の減価償却費は固定資産システムより算出した将来予測額を計上しました。令和7年度以降に取得する予定の資産については、それぞれ法定耐用年数により減価償却費を算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	収支計画に未反映の取組等はありません。
投資の平準化に関する事項	現在、ストックマネジメント基本計画に基づき、第1期目の実施計画を策定したところです。今後も事業費が集中しないよう段階的に実施計画を立案し、緊急度や優先度に応じた修繕改築を検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (P P P / P F I)	国土交通省は「ウォーターPPPの推進について」において、下水道事業への民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、管理・更新一体マネジメント方式による民間委託を推進しています。 令和9年度以降の污水管の改築に係る国費支援の要件とされていることも踏まえ、同方式の導入による費用対効果を検証し、導入の可否を検討していきます。
その他の取組	昨今、下水道事業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)、グリーントランスフォーメーション(GX)が推進されています。本町においても、今後、導入による費用対効果が高いと判断したシステムや設備等は導入を検討していきます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	「6. 経営改善に向けた取組」に記載のとおりです。
資産活用による収入増加の取組について	未利用土地や施設は所有していないため、資産活用については検討していません。
その他の取組	特記事項はありません。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	従前からマンホールポンプの保守点検について民間委託していますが、民間委託を行うことによる費用対効果、技術継承の面などを考慮して、委託の範囲を検討していきます。
職員給与費に関する事項	収支計画に未反映の取組等はありません。
動力費に関する事項	収支計画に未反映の取組等はありません。
薬品費に関する事項	該当事項はありません。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント実施計画に基づき修繕を行います。
委託費に関する事項	収支計画に未反映の取組等はありません。
その他の取組	特記事項はありません。

6. 経営改善に向けた取組

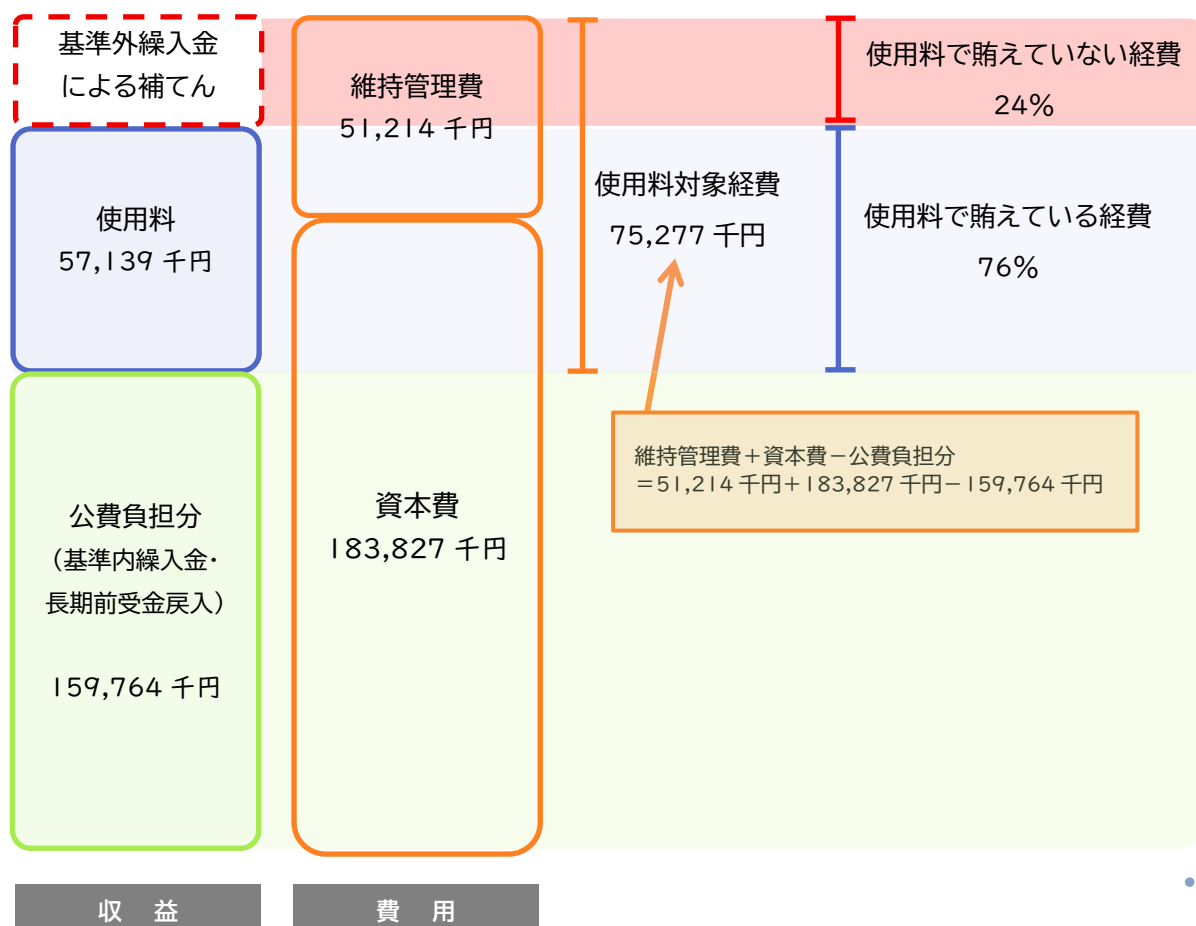
① 下水道使用料改定の必要性の検討

資料2「原価計算表」において、使用料対象経費に対して使用料収入がどの程度見込まれるかを検証し、下水道使用料改定の必要性を検討しました。

原価計算表は、(公社)日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」の考え方に従い、汚水に係る維持管理費及び資本費から公費負担分を除いた額を使用料対象経費としています。なお、資産維持費については、現時点では方針が整理できていないことから今回は計上していません。また、使用料算定期間は令和8年度から令和12年度の5年間としました。

使用料対象経費に対する使用料収入の割合は76%となります。これは、本来使用料収入で賄うべき経費が使用料で賄えていない状況を示しており、現状、不足分は基準外繰入金で賄われています。基準外繰入金の増大は、町の財政を圧迫して他の行政サービスを低下させる恐れがあります。下水道事業は「経費負担の原則」のもと、独立採算による事業経営をめざすことが求められていることもかんがみて、早期に使用料水準を見直す必要があります。

図 原価計算のイメージ



②赤字解消および経費回収率の向上に向けた具体的取組及び実施時期

収支計画において令和12年度以降は赤字(当期純損失)となる見通しです。また、経費回収率は目安とされる100%を下回る見込みです。赤字となる主要な要因は、使用料で賄うべき経費が使用料で賄えていないことにありますが、収入増加と支出削減の両面で取組を実施することが重要です。

そこで、以下に「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を策定しました。今後、ロードマップに掲げた取組を実施することにより赤字の解消と経費回収率の向上をめざします。

このロードマップは、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡 令和2年7月22日)に基づき作成しています。

「経費回収率の向上に向けたロードマップ」

	収入増加のための取組		支出削減のための取組		
	使用料の見直し	未接続世帯料金滞納対策	官民連携の検討	DX・GXの推進	投資の合理化・平準化
令和8年度		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
令和9年度	課内検討	↓	↓	↓	↓
令和10年度	↓				
令和11年度	議会上程 (必要な場合)				
令和12年度					
令和13年度					
令和14年度	課内検討				
令和15年度	↓				
令和16年度	議会上程 (必要な場合)				
令和17年度					

評価指標	基準値 (令和6年度)	中間値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
経費回収率	77%	85%	100%

収入増加のための取組

○ 使用料の見直し

令和 9 年度から 10 年度に課内にて使用料の見直しを検討し(改定要否の総合的判断、改定時期、改定率等)、使用料見直しが必要と判断された場合には、令和 11 年度に条例改正を行います。以後、最長でも 5 年ごとに見直しを行っていきます。

○ 未接続世帯、料金滞納世帯への対策実施

未接続世帯や料金滞納世帯に対しては継続的な案内、周知、戸別訪問等を実施し、接続率や収納率が少しでも向上するよう取り組みます。

支出削減のための取組

○ 官民連携の検討

民間委託を行うことによる費用対効果、技術継承の面などを考慮して、委託の範囲を適正化していきます。

○ DX・GX の推進

デジタル技術を活用したコスト削減・業務効率化に取り組みます。また、脱炭素社会の実現に向けた GX(グリーントランスフォーメーション)への取り組みも進めます。

○ 投資の合理化・平準化

ストックマネジメント基本計画に基づき、緊急度や優先度の高いものから修繕・改修をするとともに、最適な工法を選択することにより投資の合理化・平準化を図ります。

7. 経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年に一度見直し(ローリング)を行うことが必要です。見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる PDCA サイクルを導入します。

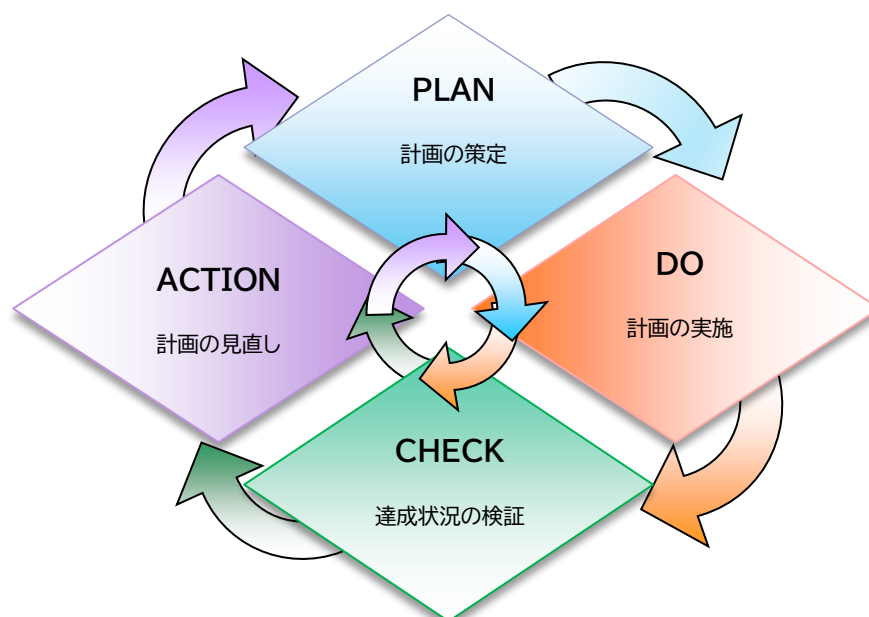
毎年度の進捗管理(モニタリング)

- 投資・財政計画(収支計画)の計画値と実績値との乖離状況を確認する。
- 計画と実績の乖離については原因を検証し、対応策を検討したうえで、必要な場合は予算に反映する。
- 経営比較分析表を活用した各経営指標の分析を実施し、町ホームページにおいて公表する。

5年毎の検証・見直し(ローリング)

- 当初計画における目標値の達成度合いについて課内での検証を行う。
- 将来見通しについての再評価を行う。
- 必要な場合、外部有識者等の意見を聴取する。
- 上記を踏まえ、経営戦略の改定を行う。
- 議会へ報告するとともにホームページ掲載等の方法により住民に公表する。

図 PDAC サイクルのイメージ



1.投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	[決 算 込]										
資本的収入	1. 企業債	20,400	31,700	43,402	27,379	23,500	20,100	23,149	14,206	13,882	13,482	22,142	12,662
	うち資本費平準化債	15,900	15,700	27,000	18,000	12,700	9,000	4,700	3,600	1,700	1,000	1,300	700
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	63,139	59,673	3,741	4,072	4,503	4,820	7,460	3,615	3,492	3,782	4,113	7,049
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国庫補助金	6,350	2,500	3,998	0	0	0	4,508	0	0	0	5,083	0
	8. 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	89,889	93,873	51,141	31,451	28,003	24,920	35,117	17,821	17,374	17,264	31,338	19,711	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B)+(C) (D)	89,889	93,873	51,141	31,451	28,003	24,920	35,117	17,821	17,374	17,264	31,338	19,711	
資本的支出	1. 建設改良費	18,256	27,096	20,414	9,419	10,872	11,112	25,439	10,620	12,258	12,528	25,949	14,575
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	155,675	143,179	135,841	118,226	107,052	98,894	89,847	81,333	68,964	65,638	65,004	59,563
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (E)	173,931	170,275	156,255	127,645	117,924	110,006	115,286	91,953	81,222	78,166	90,953	74,138	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (F)	84,042	76,402	105,114	96,194	89,921	85,086	80,169	74,132	63,848	60,902	59,615	54,427	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	84,042	73,291	95,031	74,129	76,369	77,381	75,439	70,776	60,374	59,314	58,026	53,703
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	3,111	10,083	22,065	13,552	7,705	4,730	3,356	3,474	1,588	1,589	724
計 (G)	84,042	76,402	105,114	96,194	89,921	85,086	80,169	74,132	63,848	60,902	59,615	54,427	
補填財源不足額 (F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (I)	1,149,179	1,037,700	945,261	854,414	770,862	692,068	625,370	558,243	503,161	451,005	408,143	361,242	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	[決 算 込]										
収益的収支分		106,317	98,900	107,975	94,761	88,907	84,805	83,237	90,471	67,792	67,180	67,057	70,881
	うち基準内繰入金	83,776	69,053	67,517	63,065	63,219	63,388	67,346	79,468	63,579	63,763	63,734	68,122
	うち基準外繰入金	22,541	29,847	40,458	31,696	25,688	21,417	15,891	11,003	4,213	3,417	3,323	2,759
資本的収支分		63,139	59,673	3,741	4,072	4,503	4,820	7,460	3,615	3,492	3,782	4,113	7,049
	うち基準内繰入金	5,095	3,524	3,727	4,032	4,431	4,808	4,978	3,601	3,416	3,736	4,089	4,436
	うち基準外繰入金	58,044	56,149	14	40	72	12	2,482	14	76	46	24	2,613
合 計	169,456	158,573	111,716	98,833	93,410	89,625	90,697	94,086	71,284	70,962	71,170	77,930	

投資・財政計画
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	[決 算 込]										
資本的 収 入	1. 企 業 債	12,474	20,170	27,830	15,922	13,916	11,647	14,206	8,167	9,380	9,611	16,048	9,211
	うち資本費平準化債	9,900	12,089	15,200	8,700	5,600	3,100	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	41,373	36,995	2,901	3,136	3,469	3,713	5,748	2,783	2,689	2,913	3,167	5,430
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	4,889	1,925	3,079	0	0	0	3,472	0	0	0	3,915	0
	8. 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	58,736	59,090	33,810	19,058	17,385	15,360	23,426	10,950	12,069	12,524	23,130	14,641	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B)+(C) (D)	58,736	59,090	33,810	19,058	17,385	15,360	23,426	10,950	12,069	12,524	23,130	14,641	
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	13,004	17,459	15,720	7,253	8,372	8,557	19,592	8,178	9,439	9,647	19,982	11,226
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	112,638	101,966	96,443	83,652	76,922	71,314	64,674	58,610	50,512	48,859	48,035	44,013
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (E)	125,642	119,425	112,163	90,905	85,294	79,871	84,266	66,788	59,951	58,506	68,017	55,239	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (F)	66,906	60,335	78,353	71,847	67,909	64,511	60,840	55,838	47,882	45,982	44,887	40,598	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	66,906	60,335	70,357	60,501	62,756	62,892	60,840	55,445	47,268	45,370	43,714	40,072
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	7,996	11,346	5,153	1,619	0	393	614	612	1,173	526
計 (G)	66,906	60,335	78,353	71,847	67,909	64,511	60,840	55,838	47,882	45,982	44,887	40,598	
補填財源不足額 (F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (I)	847,627	765,831	697,218	629,488	566,482	506,815	456,347	405,904	364,772	325,524	293,537	258,735	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	[決 算 込]										
収 益 的 収 支 分		83,702	77,735	79,158	69,363	65,752	62,908	61,803	68,714	50,075	50,322	50,374	53,818
	うち基準内繰入金	64,639	53,882	53,243	49,827	49,848	49,852	52,830	63,897	50,075	50,322	50,374	53,818
	うち基準外繰入金	19,063	23,853	25,915	19,536	15,904	13,056	8,973	4,817	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		41,373	36,995	2,901	3,136	3,469	3,713	5,748	2,783	2,689	2,913	3,167	5,430
	うち基準内繰入金	4,299	2,752	2,890	3,105	3,413	3,703	3,834	2,772	2,630	2,877	3,148	3,415
	うち基準外繰入金	37,074	34,243	11	31	56	10	1,914	11	59	36	19	2,015
合 計		125,075	114,730	82,059	72,499	69,221	66,621	67,551	71,497	52,764	53,235	53,541	59,248

投資・財政計画
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	(決 算 込) (決 見)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	7,926	11,530	15,572	11,457	9,584	8,453	8,943	6,039	4,502	3,871	6,094	3,451
	うち資本費平準化債	6,000	3,611	11,800	9,300	7,100	5,900	4,700	3,600	1,700	1,000	1,300	700
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	21,766	22,678	840	936	1,034	1,107	1,712	832	803	869	946	1,619
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国 庫 補 助 金	1,461	575	919	0	0	0	1,036	0	0	0	1,168	0
	8. 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	31,153	34,783	17,331	12,393	10,618	9,560	11,691	6,871	5,305	4,740	8,208	5,070	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B)+(C) (D)	31,153	34,783	17,331	12,393	10,618	9,560	11,691	6,871	5,305	4,740	8,208	5,070	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	5,252	9,637	4,694	2,166	2,500	2,555	5,847	2,442	2,819	2,881	5,967	3,349
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	43,037	41,213	39,398	34,574	30,130	27,580	25,173	22,723	18,452	16,779	16,969	15,550
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (E)	48,289	50,850	44,092	36,740	32,630	30,135	31,020	25,165	21,271	19,660	22,936	18,899	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (F)	17,136	16,067	26,761	24,347	22,012	20,575	19,329	18,294	15,966	14,920	14,728	13,829	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	17,136	12,956	24,674	13,628	13,613	14,489	14,599	14,938	13,273	14,127	14,355	13,631
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	3,111	2,087	10,719	8,399	6,086	4,730	3,356	2,693	793	373	198
計 (G)	17,136	16,067	26,761	24,347	22,012	20,575	19,329	18,294	15,966	14,920	14,728	13,829	
補填財源不足額 (F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (I)	301,552	271,869	248,043	224,926	204,380	185,253	169,023	152,339	138,389	125,481	114,606	102,507	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	(決 算 込) (決 見)										
収 益 的 収 支 分		22,615	21,165	28,817	25,398	23,155	21,897	21,434	21,757	17,717	16,858	16,683	17,063
	うち基準内繰入金	19,137	15,171	14,274	13,238	13,371	13,536	14,516	15,571	13,504	13,441	13,360	14,304
	うち基準外繰入金	3,478	5,994	14,543	12,160	9,784	8,361	6,918	6,186	4,213	3,417	3,323	2,759
資 本 的 収 支 分		21,766	22,678	840	936	1,034	1,107	1,712	832	803	869	946	1,619
	うち基準内繰入金	796	772	837	927	1,018	1,105	1,144	829	786	859	941	1,021
	うち基準外繰入金	20,970	21,906	3	9	16	2	568	3	17	10	5	598
合 計	44,381	43,843	29,657	26,334	24,189	23,004	23,146	22,589	18,520	17,727	17,629	18,682	

2. 原価計算表

原価計算表

処理区域内人口
計算期間6216人
自8年4月 至13年3月
(5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 61,117	千円 57,139	千円	千円 57,139
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	205,398	186,943		186,943
合 計	266,515	244,082	0	244,082

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
管渠費	人件費	千円 0	千円 0	千円 0
	給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動 力 費	288	286	0
	修 繕 費	30	0	0
	材 料 費	0	0	0
	路 面 復 旧 費	0	0	0
委 託 料	3,512	5,843	0	
そ の 他	814	933	0	
小 計	4,644	7,062	0	
流域下水道管理運営費負担金	28,792	28,728	1,630	
小 計	28,792	28,728	1,630	
その他	人件費	3,251	3,614	0
	給 料	1,946	2,293	0
	諸 手 当	1,628	1,616	0
	福 利 費	92	139	0
	修 繕 費	24,426	6,829	0
委 託 料	3,650	933	0	
そ の 他				
小 計	34,993	15,424	0	
資本支 払 利 息	11,794	7,730	7,029	
本 減 価 償 却 費	176,682	176,097	151,105	
費 企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	
小 計	188,476	183,827	158,134	
合 計 (Y)	256,905	235,041	159,764	

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費 (Y) + (Z)

75,277

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 76

<使用料水準についての説明>

使用料対象経費に対する使用料収入の割合は100%に届かない水準であり、汚水処理にかかる経費を使用料収入で賄えていない状態です。依然として厳しい経営状態が続く予想であり、独立採算による経営を行うためには、再度、使用料の見直しが必要な状況となっています。

なお、この原価計算表において、資産維持費については現時点では方針が整理できていないため計上していません。

- 最近1箇年間の実績 … 令和6年度実績
- 投資・財政計画計上額(A) … 使用料算定期間(令和8年度から令和12年度までの5年間)の平均値
- 公費負担分(B) … 一般会計からの基準内繰入金、長期前受金戻入
- 資産維持費 … 将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)

原価計算表

処理区域内人口
計算期間4794人
自8年4月 至13年3月
(5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 48,357	千円 45,204	千円	千円 45,204
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	163,326	143,439		143,439
合 計	211,683	188,643	0	188,643

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
管渠費	人件費			
	給 料	千円	千円	千円
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費	194	194	194
	修 繕 費	0	0	0
	材 料 費			0
そ の 他	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料	2,705	4,499	4,499
そ の 他	461	695	695	
小 計	3,360	5,388	0	5,388
流域下水道管理運営費負担金	22,170	22,121	1,255	20,866
小 計	22,170	22,121	1,255	20,866
そ の 他	人件費	2,503	2,784	2,784
	給 料			
	諸 手 当	1,482	1,768	1,768
	福 利 費	1,253	1,245	1,245
	修 繕 費	71	107	107
そ の 他	委 託 料	18,808	5,260	5,260
	そ の 他	2,812	720	720
小 計	26,929	11,884	0	11,884
資 本 費	支 払 利 息	8,906	5,810	5,109
	減 価 償 却 費	141,879	141,056	120,282
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0
小 計	150,785	146,866	125,391	21,475
合 計 (Y)	203,244	186,259	126,646	59,613

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費 (Y) + (Z)

59,613

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =

76

原価計算表

処理区域内人口
計算期間1422人
自8年4月 至13年3月
(5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
受 託 工 事 収 益	12,760	11,935		11,935
そ の 他	0	0		0
合 計	42,072	43,504		43,504
	54,832	55,439	0	55,439

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
管 渠 費	千円	千円	千円	千円
人 件 費				0
給 諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費	94	92		92
修 繕 費	30	0		0
材 料 費				0
路 面 復 旧 費				0
委 託 料	807	1,344		1,344
そ の 他	353	238		238
小 計	1,284	1,674	0	1,674
流域下水道管理運営費負担金	6,622	6,607	375	6,232
小 計	6,622	6,607	375	6,232
そ の 他				
人 件 費	748	830		830
給 諸 手 当	464	525		525
福 利 費	375	371		371
修 繕 費	21	32		32
委 託 料	5,618	1,569		1,569
そ の 他	838	213		213
小 計	8,064	3,540	0	3,540
資 本 費				
支 払 利 息	2,888	1,920	1,920	0
減 価 償 却 費	34,803	35,041	30,823	4,218
企 業 債 取 扱 諸 費	0	0		0
小 計	37,691	36,961	32,743	4,218
合 計 (Y)	53,661	48,782	33,118	15,664

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費 (Y) + (Z)

15,664

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 76